



# 諸外国の高等教育分野における 質保証システムの概要

Overview of the Quality Assurance System  
in Higher Education : France

## フランス

# 「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 フランス」

完成によせて

独立行政法人 大学評価・学位授与機構長 平野 眞一



大学評価・学位授与機構は、我が国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一元的に発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しています。その中で、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報の収集も体系的に行っています。これまでの日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ各版に加え、このたび、「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 フランス」を日本語・英語の2か国語で作成しました。

当機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、国外の質保証機関等との連携協力を通じて、我が国の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進にむけた取り組みを行っています。国際連携活動を戦略的に展開するためには、我が国の高等教育質保証の制度や当機構の行う事業に関する情報を適切に発信するとともに、相手国・機関の仕組みや歴史的、社会的、文化的背景を的確に把握・理解することが不可欠です。これらは、実効的な連携協力の実現への大きな鍵であり、私どもはこうした「相互理解」の増進にむけた情報共有のためのツール・仕組みづくりに積極的に取り組んでいます。

フランスは、高等教育・研究の質が高いことで世界的に知られています。今日、教育・研究分野における日本とフランスの高等教育機関との連携協力も数多く存在します。フランスの質の高い教育・研究活動は、大学の自治に配慮しつつ、高等教育機関の内部レビューや外部評価機関による評価など国内の高等教育制度や質保証制度によって実現されています。また、フランスの機関は国際連携分野やその質保証においても積極的で、多様な形の国際連携を推進し、学生・教員・研究者の流動性を高め、大学の国際化を推進するために必要な教育・研究活動の質の向上のための取り組みをフランス国内、欧州地域、世界の様々なレベルで積極的に展開しています。本編ではフランスの高等教育制度とともに、フランスの高等教育質保証システムの概要について、公的機関の発信する情報をもとにとりまとめました。

最後に、本編の作成にあたって多大なご支援・ご協力をいただいた、当機構の覚書締結機関である研究・高等教育評価機構（Evaluation Agency for Research and Higher Education: AERES）、ならびに在日フランス大使館、技術者資格委員会（Commission for Engineer Titles: CTI）に対し心より御礼申し上げます。また、本編作成に多大なご尽力をいただいた皆様、有益なコメントやご支援をいただいた関係者の方々に御礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構長  
平野 眞一



## 目次

I. フランスの基本情報 .....	3
II. 高等教育制度 .....	4
1. はじめに .....	4
1-1) 多様な高等教育機関 .....	4
1-2) 学位と証書 ( <i>diplôme</i> ) .....	4
1-3) 3段階の学位制度の導入 .....	4
2. 沿革および法的な位置付け .....	5
2-1) 沿革 .....	5
2-2) エドガー・フォール法 .....	5
2-3) サヴァリ法 .....	6
2-4) 近年の動向：2007年から現在まで ―大学自治の大幅な拡大― .....	6
3. フランスの学校教育 .....	7
4. 高等教育 .....	7
4-1) 教育機関の種類 .....	7
4-1-1) 大学 .....	8
4-1-2) グランドゼコールおよびその他の高等専門学校 .....	8
4-1-3) 私立高等教育機関 .....	9
4-2) 統計 .....	10
5. 高等教育への進学 .....	12
5-1) 大学の入学要件 .....	12
5-2) グランドゼコールの入学要件 .....	12
5-3) バカロレア後教育情報提供ポータルサイト .....	12
6. 教育課程および学位・資格 .....	13
6-1) 教育課程 .....	13
6-1-1) 短期課程 .....	13
6-1-2) 長期課程 .....	13
6-1-3) 特別課程 .....	14
6-2) カリキュラム .....	14
6-2-1) 学生の成績評価 .....	15
6-2-2) 最近の動向 .....	16
6-3) 学位・資格 .....	18
6-3-1) 短期課程学位 .....	18
6-3-2) 中間学位 .....	19
6-3-3) 長期課程学位 .....	19
6-4) 国家資格枠組み .....	21
7. 学生自治会 .....	23
8. 授業料および学生に対する財政支援 .....	23
8-1) 授業料 .....	23
8-2) 学生に対する財政支援 .....	23
8-2-1) 奨学金プログラム検索サイト：キャンピュスポース ( <i>CampusBourses</i> ) .....	24
9. フランス高等教育の国際化 .....	24
10. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体 .....	25
11. 高等教育関係法令 .....	27
III. 質保証制度 .....	28
1. フランス高等教育質保証制度の変遷 .....	28
1-1) 国家評価委員会 (CNE) .....	28
1-2) ボローニャ・プロセス .....	28

1-3) 2006 年から現在 - 質保証における新たな時代	28
2. フランス高等教育質保証制度の概要	28
2-1) 高等教育機関および大学の認可制度	28
2-1-1) 高等教育公施設法人の設置	28
2-1-2) 私立高等教育機関	29
2-2) 内部質保証	29
2-3) 外部質保証	29
2-3-1) 機関別評価	30
2-3-2) 研究評価（研究ユニット評価）	32
2-3-3) 教育課程・学位評価	33
2-3-4) 教職員の評価手続きの検証	35
3. 国際化と質保証	36
3-1) 国際的な共同教育課程に対する共同認証	36
3-2) 資格認定	36
<b>IV. 質保証機関の概要</b>	<b>37</b>
<b>IV-1. 研究・高等教育評価機構（AERES）</b>	<b>37</b>
1. 基本情報	37
2. 使命・基本原則	38
2-1) 使命	38
2-2) 基本原則	38
2-3) 組織体制	38
3. 活動	39
3-1) 評価	39
3-2) 評価の検証	39
3-3) 評価サイクル	40
3-4) 評価結果の影響	40
4. 国際的な活動	40
4-1) 他の団体との連携	41
4-2) 国際的な評価の実施	41
4-3) 機構内における国際的なスキルの向上	41
<b>IV-2. 技術者資格委員会（CTI）</b>	<b>42</b>
1. 基本情報	42
2. 使命および目標	43
2-1) 使命	43
2-2) 目的	43
2-3) 組織体制	43
3. 主な活動	43
3-1) 評価および認証	43
3-1-1) 手続きおよび基準	43
3-2) 国際的な CTI の認証活動	44
3-3) その他の国際的な活動	44
3-3-1) 他国の認証機関との連携	44
3-3-2) EUR-ACE プロジェクト	45
付録：用語集	46
出典・参考資料	49
出版物	49
ウェブサイト	50

本文に出てくる略語および高等教育分野に特有の用語については、本文終わりの付録「用語集」を参照のこと。

## I. フランスの基本情報

国名	フランス共和国	
首都	パリ	
公用語	フランス語	
総人口*	6,184 万人（2008 年）	
国内総生産（GDP）*	2 兆 1,217 億米ドル（2008 年）	
1 人当たり国内総生産*	3 万 3,090 米ドル（2008 年）	
一般公的支出に対する公財政教育支出の割合**	全教育段階 10.6% （OECD 各国平均 12.9%）	高等教育段階 2.3% （OECD 各国平均 3.0%） （2008 年）
国内総生産に対する公財政教育支出の割合**	全教育段階 5.5% （OECD 各国平均 5.0%）	高等教育段階 1.2% （OECD 各国平均 1.0%） （2008 年）
高等教育段階の教育機関による学生 1 人当たり年間支出**	1 万 4,079 米ドル（2008 年）	
高等教育段階の学生 1 人当たり年間公的支出**	1 万 577 米ドル（2008 年）	
高等教育への進学率***	フランスのバカロレア受験者 62 万 5,713 人のうち 86.2%が合格（2009 年）。 〔 一般資格：32 万 2,576 人の受験者のうち 88.9%が合格 技術資格：16 万 4,894 人の受験者のうち 79.8%が合格 職業資格：87.3%が合格 〕	
学校教育制度***	「II-3. フランスの学校教育」（本編 p.7）参照	
学年暦	学年暦の始まりと終わりは各大学による（9 月 1 日から 7 月半ばまで）が、学年暦は 2 つのセメスターに分けられる。通常、第 1 セメスターは 9 月初旬から 1 月下旬、第 2 セメスターは 2 月初旬から 5 月下旬までである。 試験期間は各セメスターの終わりに設けられる。	

出典：

\* 経済協力開発機構（OECD）：OECD Country statistical profile, France 2010

\*\* OECD: Education at a Glance 2011

\*\*\* 欧州委員会（EC）：Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010

## II. 高等教育制度

### 1. はじめに

#### 1-1) 多様な高等教育機関

フランスには多種多様な高等教育機関と教育課程が存在し、複雑な様相を呈しているが、大別すると高等教育機関は伝統的な大学 (*universités*) と専門的な職業教育を行うグランドゼコール (*grandes écoles*) とに分けられる。このほかにも、技術短期大学 (IUT) や高等専門学校、グランドゼコール準備学級 (CPGE) などもある。(「4. 高等教育」および「6. 教育課程および学位・資格」参照)

フランス全体で、およそ 3,500 校の高等教育機関があり、そのうち大学は約 80 校、グランドゼコールが約 220 校、その他各種専門学校が約 3,000 校以上ある。

#### 1-2) 学位と証書 (*diplôme*)

多種多様な高等教育機関が実施する一定の教育課程の下での教育課程の修了を証明するものとして、様々な証書 (*diplôme*) が存在する。これら証書は国の認証を受けた「国家証書 (*diplôme national*)」と大学独自の裁量で付与される「大学証書 (DU)」とに分けられる。大学の学位 (*grade*) および称号 (*titre*) は国がその授与権を独占し、国の授与認証 (*habilitation*) を受けた国家証書のうち、学位や称号と関連付けられているものについては、証書の取得により自動的に学位や称号が授与されることとなる (学位証書)。したがって、大学およびその他の高等教育機関が付与することが認められているのは「証書」であって、学術上の「学位」や「称号」の授与ではない。

なお、国家証書の付与権限が認められる資格を有する教育機関は、教育上および学術上の自律性を有する教育機関である (大学の学術上の学位および称号ならびに国家証書に関する政令第 2002-481 号第 4 条)。また、証書の授与権を有するフランスの高等教育機関は必ずしも大学に限定されず、グランドゼコールや公施設法人 (EP) などでも学位証書が付与される。

#### 1-3) 3 段階の学位制度の導入

フランスも他の欧州諸国同様、1999 年にボローニャ宣言に署名した。ボローニャ・プロセスは、高等教育圏内の国々における教育制度の統一、透明化、質保証を目標とし、学生および教員のモビリティ (流動性) を促進するものである。欧州レベルでの高等教育制度の標準化を図るために考案された方法のひとつが学士号、修士号、博士号の 3 段階からなる学位制度である。フランスにおいてもこの 3 段階の学位制度 (LMD 制度) が 2002 年より順次導入され、フランス高等教育における画期的な制度改革となった。大学やグランドゼコールなどでの長期教育課程において次の 3 種類の学位 (国家証書) が付与される。

学士 (リサンス, *Licence*) : 3 年 (6 セメスター)

2 つの選択肢 : 一般教育からなる学士号と専門・職業教育からなる専門・職業学士号

※LMD 導入前のリサンスは大学 3 年次の 1 年間の課程修了証書であったが、LMD 導入後は入学後 3 年間の修了証書として変更された。

修士 (Master) : 2 年 (学士取得後の 4 セメスター)

2 つの選択肢 : 博士号へつながる研究志向の修士号 (研究修士) と特定の専門職への準備を行い、修了後即戦力として労働市場に参加することが可能となる職業専門志向の修士号 (職業修士)

博士 (Doctorat) : 3 年 (修士取得後、博士号取得可能校における 6 セメスター)

研究活動のために設けられたものである。博士証書は博士論文審査会を経て取得が可能

出典 :

在日フランス大使館 : <http://www.ambafrance-jp.org/>

フランス高等教育・研究省 (MESR) : <http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>

キャンピュスフランス : <http://www.campusfrance.org/fr/>

大場淳・夏目達也 : フランスの大学・学位制度, 学位と大学, 大学評価・学位授与機構研究報告 (2010)

## 2. 沿革および法的な位置付け

### 2-1) 沿革

フランス高等教育の歴史は、初めて大学が設置された 12 世紀を起源とする。当時の大学は多くの特権と大幅な自治の認められた独立した機関であった。

フランス革命期 (18 世紀末) の 1794 年、国民公会は、専門学校グランドゼコールである公共事業中央学校 (1 年後に理工科学校 (*École polytechnique*) と改称)、工芸院、東洋語学校および美術学校等を創設した。1806 年、ナポレオン 1 世は、教育制度を掌握するため帝国大学 (組織令は 1808 年に制定) を設置する法律を制定し、すべての教育機関がこの下に統合された。帝国大学はかなり中央集権的なものであった。大学区の創設された 27 の都市には中央政府の直接の管理下にある単科大学 (*facultés*) が置かれた。この中央集権化は今日でも論議を呼んでいる。その後ナポレオン 3 世の治世に、それまで皇帝により任命され大臣が就任していた学長 (*Grand maître de l'université*) の地位は皇帝自らが就くこととなった。フランス全土が 16 の学区に分けられ単科大学が独立して管理を行うようになると、1896 年、最終的にそれぞれが大学という名称を持つようになった。学位 (*grade*) はなお国家の責任ではあったものの、1986 年の改革において大学は独自の証書 (*diplôme*) を付与できる権利を与えられた。

### 2-2) エドガー・フォール法

エドガー・フォール法として知られる 1968 年の高等教育基本法は、新しいタイプの機関として「学術的・文化的性格を有する公施設法人 (EPCSC)」の設置を定めた。同法によりそれまでの単科大学は、教育研究ユニット (UFR) として構成されるようになった。教育研究ユニットは、大学コミュニティの関係者や複数の学問領域の関係者によって構成される自治の認められた組織である。しかし、高等教育は依然、上級官僚を養成するためのグランドゼコールと、実質的には「UFR の集合体」であった大学の 2 つのカテゴリーに大きく分けられたままであった。この法律に関するもう 1 つの重要な点は、1968 年 5 月革命後、大学に対して一層の自治を与えられたことである (学長の選出、評議会への学生の参加)。



### 2-3) サヴァリ法

現在の高等教育体制は、サヴァリ法として知られる 1984 年に制定された教育法典によって規定されている。その主な考え方は、公共サービスとしての国民教育および高等教育を提供することである。同法はエドガー・フォール法の主な原則を維持しつつ、グランドゼコールについてもその他の高等教育機関と同じ文脈においてグループ化し、外の世界に対して一層開放された機関にするという目的を掲げた。同法は大学やグランドゼコールについて、現在の学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（EPCSCP）（p.29）としての地位を認めた。また、進学機会均等の原則は、フランスの教育制度において長らく主張されてきており、大学において生涯教育も認められている。

1984 年から 2007 年までのフランス高等教育の歴史の中で最も重要な点は、第一に、国と高等教育機関の良好な関係を維持しつつ、高等教育機関の独立性をより広範に認める契約政策の実施（1989 年）、第二に、国と地方で共同して高等教育制度を発展させる主要なガイドラインの策定（U2000 計画、U3M 計画）、第三に、2002 年以降の LMD（学士/修士/博士）改革の実施が挙げられる。

### 2-4) 近年の動向：2007 年から現在まで 一大学自治の大幅な拡大一

近年のフランス高等教育制度において重要な出来事は、サルコジ政権下で導入された、2007 年 8 月の予算および人事に関し大学の一層の自治を認める、大学の自由と責任に関する法律（LRU）の採択である。また、地域における大学、グランドゼコールおよびその他の研究機関が人材や活動を共同で提供し合うことを可能にした高等教育・研究機関コンソーシアム（PRES\*）という形態や複数機関の合併という形で、多くの大学において統合が進められた。さらに、高等教育機関における外国人留学生および研究生の存在価値を高めるため、フランス国内での就学を促進する機関であるキャンパスフランス（*CampusFrance*）および研究助成機関である国立研究機構（ANR）の設立、フランス高等教育・研究省の予算の拡大、ならびに民間資金獲得のための大学による基金設立の許可なども行われた。

LRU に従い、大学は 2012 年までの間に完全な自治体制を構築しなければならない。このプロセスは段階的に実施されており、2009 年 1 月には、高等教育・研究担当大臣は、自治を実現した 18 の大学のリストを公表した。その後、2010 年 1 月には 33 の大学が自治を実現し、2011 年 1 月にはさらに 22 校が加わったため、合計 73 校となった。これはフランスの大学の約 90%である。これにより、2012 年 1 月時点で自治を達成すべき大学は残り 10 校となっている。

フランスにおいて大学改革が必要と考えられた理由は主に 2 つある。第一に、フランスの大学では学士レベルの入学を希望する学生の選考プロセスがない、つまり、大学はすべての入学希望者を受け入れなければならないことである。これにより、毎年 9 万人の学生が証書を取得することなく教育制度から離れていき、大学 1 年生の 50% が最初の 2 セメスター終了時点までに落第している。これらの統計によって、大学の教育課程が、多くの受講生に合わないということが指摘されている。また、学士（証書）を取得した 1 年後に取得できる高等教育証書（Bac+4）（p.19）を取得した大学卒業生のうち 53%は求職中であり、雇用者側も大学の教育課程の内容に全面的に満足していないことを示している。したがってこの改革の目的は、落第数を半減させ、将来の雇用を確保できるよう方向性を与えることである。第二に、大学と国立科学研究センター（CNRS）との間の研究の区分けにより、大学研究は国際レベルにおいて分かりにくいものとなっている。フランスの学界では、今日、フランスの大学が国際的なランキングの中で最も優れた高等教育機関として位置付けられていないことは、受け入れがたいものであるとしている。

\* 高等教育・研究機関コンソーシアム（PRES）について

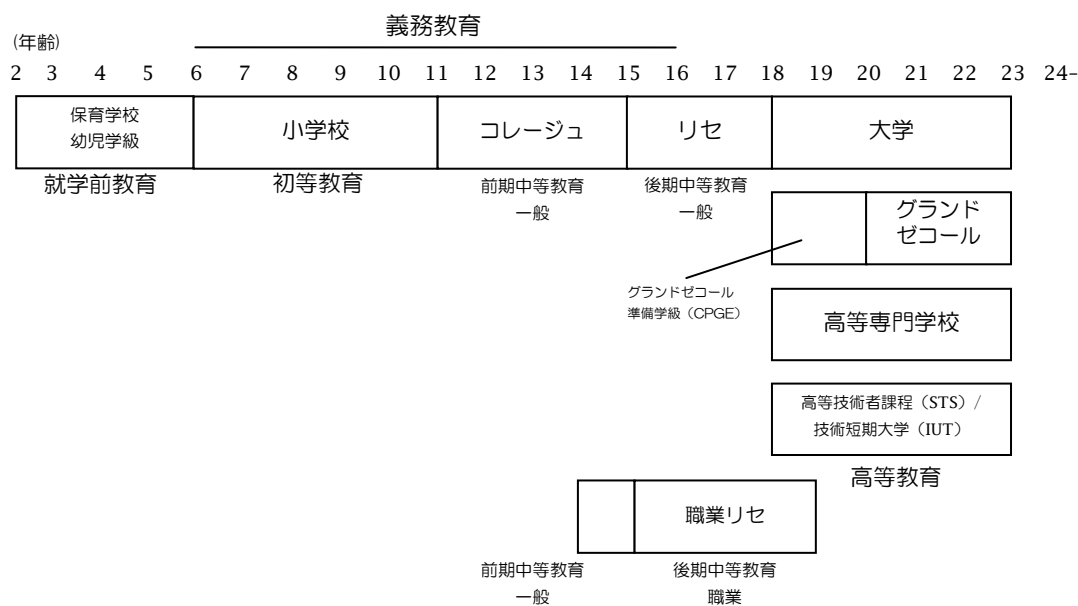
高等教育・研究機関コンソーシアム（PRES）は、国際的に注目を集める強力な研究部門を作り上げるという目的により、2006年以降フランスの高等教育制度に導入され、2011年初めには、その数は21となった。これは特定地域における大学と研究機関のつながりを強化するものである。フランス大学学長会議（CPU）はフランスの高等教育・研究機関内に新たな原動力を生み出すものとしてPRESの考え方を強力に推し進めてきた。PRES設立の主な目的としては、特定地域内での教育および職業専門分野に関して統一的方向性を持たせること、組織、効率性・ガバナンスの一貫性および統合を改善すること、研究能力および教育機関の国際的な影響力を後押しすること、および新しいサービスやインフラの共同開発を可能にすることが挙げられる。

出典：

- フランス高等教育・研究省（MESR）：<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>
- フランス外務・欧州省：<http://www.diplomatie.gouv.fr/>
- Legifrance：<http://www.legifrance.gouv.fr/>
- フランス大学学長会議（CPU）：<http://www.cpu.fr/>
- 欧州委員会（EC）：*Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010*
- 在日フランス大使館：<http://www.ambafrance-jp.org/>

### 3. フランスの学校教育

フランス教育制度の図



出典： 欧州委員会（EC）：*Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010*

### 4. 高等教育

#### 4-1) 教育機関の種類

フランスの高等教育は、異なる目的、構成および入学条件を持った様々な教育機関によって特徴づけられる。これらは、大学、グランドゼコール、およびその他の高等教育機関（行政的性格を有する公施設法人（EPA）、私立機関および高等専門学校等を含む）に大別することができる。

#### 4-1-1) 大学

1984年のサヴァリ法の規定に基づき、フランスの大学は公施設法人（EP、主に学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（EPCSCP/EPSCP）（p.29）となっている。大学は、医学などの例外を除き、フランスの中等教育修了資格であるバカロレア（p.11）を有し、入学を希望するすべての学生を受け入れなければならない。また、入学資格を認める海外の大学の証書を持つ学生を受け入れることもできる。2009年から2010年では、フランスの大学には約140万人の学生が在籍していた。この中の14.8%は外国人学生である。大学では基本的な教育課程、技術または職業訓練教育プログラムが実施されており、その数は83校である。

1984年以降、大学は教育研究ユニット（UFR）として構成されてきた。大学は1966年に設置された技術短期大学（IUT）および1994年に設置された大学附属職業学校（IUP）などの学内機関および内部校を擁する。1984年のサヴァリ法第33条（教育法典L713-9条）の要件に基づいて設置されたIUTには、センター長による収支の管理および職員全体についての権限が認められている。

今日では、ほとんどの大学は複数の学問領域から構成されているが、科学および保健、科学および芸術、医学および法律、法律および芸術といった近接した分野の組み合わせから構成されている大学もある。

#### 4-1-2) グランドゼコールおよびその他の高等専門学校

グランドゼコールやその他の高等専門学校は、工学や建築、経営、翻訳、通訳、ジャーナリズムといった分野の専門的な職業教育を行う選抜制の公的または私的施設法人である。

##### グランドゼコール

グランドゼコールは、フランス特有の教育機関である。この施設法人には、大学と異なり学生を選抜する権利がある。グランドゼコールには2011年時点で20万人を超える学生が入学しているものの、学生数は大学よりもかなり少ない。グランドゼコールは、工学、上級管理職、芸術、文学、社会科学および法律の専門家を養成する教育を行う。グランドゼコールおよび高等専門学校の教育は通常5年である。これにはグランドゼコールまたは中等教育機関（リセ）での2年間の準備教育が含まれる（グランドゼコール準備学級：CPGE）。したがって、これらの多くは、バカロレア水準+5年の証書を発行し、卒業時に修士学位を授与している。

グランドゼコールの環境は特別で、その多くは部分的に企業から出資されている。クラスが小規模であるため学生は教授陣と十分にやり取りする機会が与えられる。プロジェクトおよび事例研究が主要な教育モデルであり、学生は広い選択肢を有する。

グランドゼコールは大きく技術学校と経営学校の2つのグループに分けられ、その他にも高等師範学校（ENS）、獣医学校など、様々な専門分野の学校もある。高等師範学校は全部で3校が存在する（パリ、リヨンおよびカシヤン（その支部はケラン）に設置されている）。これらグランドゼコールは高等教育・研究省の所管である。これらの学校に通うことで、欧州連合（EU）の学生は、「研修中にある準国家公務員」としての地位を有することになり、就学中（現在は4年間）に給与が支給される。

### 行政的性格を有する公施設法人（EPA）

行政的性格を有する公施設法人（EPA）は非常に多様な分野に渡り、様々な省庁の所管に置かれている。国防省所管の理工科学学校（*École polytechnique*）など、グランドゼコールに分類されるものもある。以下がこのカテゴリーに含まれる。

- グランドゼコール準備学級（CPGE）または高等技術者課程（STS）をもつ地方教育公施設法人（EPLF）
- 高等教育・研究省が所管する科学系グランドゼコール
- 国防省が所管する軍事教育上級機関、陸軍、海軍および空軍の各教育機関
- 首相府が所管する国立行政学院（ENA）
- 農業省が所管する上級農業教育機関
- 農業省が監督する国立獣医学校
- 文化省が所管する芸術上級機関
- 国立上級技術者機関および国立技術学校
- 経営実務を含む教育を提供するパリ企業経営学院（IAE-Paris）
- 国民教育大臣ならびに高等教育・研究大臣が所管する科学技術高等学院（IHEST）

その他の EPA も政令、または EPA の要請により、高等教育・研究審議会（CNESER）を経て、学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（EPCSCP）となることが可能である。

### その他の高等専門学校

フランスにおける料理やホテル経営、ファッション、映画などの分野は世界的にも認められており、多くの高等専門学校がこういった分野の教育課程を提供している。

### 4-1-3) 私立高等教育機関

私立機関には以下の 2 つの種類がある。

- 私立高等教育機関：現在 13 の機関が存在し、1875 年の高等教育の自由に関する法律の適用を受け、一般的な大学教育課程を実施する。
- 私立技術高等教育機関（44 校）および私立経営高等教育機関（24 校）：これらの機関で行われる教育は高等教育・研究省（MESR）の認定を受ける。

### 私立教育機関の区別

フランスでは、私立高等教育機関が「大学（*université*）」という名称を用いることが法律上禁止されている（教育法典 L 731-14 条）。ただし、「X 大学（*université (catholique) X*）」のように通称として用いたり、国際協定の中で大学という名称を使用する場合もある。また、2006 年研究プログラム法に基づく高等教育・研究機関コンソーシアム（PRES）のうち「大学」という名称を用いることが認められている機関もある。私立の高等教育機関は、私的に所有される教育機関である旨をその名称で明示しなければならない。

出典：

キャンピュスフランス：<http://www.campusfrance.org/fr/>

フランス高等教育・研究省（MESR）：<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>

#### 4-2) 統計

##### 教育機関数 (2011 年)

教育機関の種類	教育機関数
大学	83
大学の博士院	約 300
研究所	約 1,200
グランドゼコール	225
技術学校 (グランドゼコール含む)	224
経営学校 (グランドゼコール含む)	220
その他高等教育機関 (STS・CPGE を実施するリセを含む)	3,000

出典：キャンピュスフランス: <http://www.campusfrance.org/>

フランス高等教育・研究省 (MESR) : <http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>

##### 学生数 (各種学校および高等教育)

(単位：千人)

年	2005	2006	2007	2008	2009
高等教育	2,283	2,254	2,231	2,234	2,316
うち、グランドゼコール準備学級	75	76	78	80	81
STS (高等技術者課程)	230	228	231	234	240
IUT (技術短期大学)	113	114	116	118	118
大学 (IUT およびそれに附属する技術学校を含まない)	1,284	1,259	1,221	1,266	1,306
技術学校	108	109	109	114	118
経営学校	88	87	96	101	116
総計	15,020	14,966	14,914	14,880	14,955

※海外県を含む

出典：フランス高等教育・研究省 (MESR) : *The State of Higher Education and Research in France, 2010*

各高等教育課程におけるバカロレア保有者の現役進学率の推移（％）（フランス本土 + 海外県）

※バカロレア（*baccalauréat*）とはフランスにおける統一国家試験で、中等教育（高等学校）の修了を認証する制度である。自然科学系、経済・社会科学系、文学系などの各系統に対応した受験区分が設けられている。バカロレア合格は、原則として高等教育にアクセスするための必要条件である。バカロレア合格以後、何らかの高等教育修了証書を得るまでにかかる年数（Bac+ $\alpha$ と表される）が重要とみられている。

バカロレアの種類	2000	2002	2003	2004	2006	2007
一般バカロレア						
IUT（技術短期大学）を除く大学	61.8	62.4	62.8	62.1	58.8	55.6
IUT	11.2	11.4	10.7	10.7	10.4	10.7
CPGE（グランドゼコール準備学級）	12.6	13.6	13.0	13.6	13.2	13.3
STS（高等技術者課程）	9.0	8.4	8.0	7.8	7.8	8.3
その他の課程	9.1	9.7	9.7	10.8	10.8	11.4
技術バカロレア						
IUTを除く大学	19.1	17.8	18.1	18.1	17.4	15.8
IUT	9.1	9.5	10.0	10.2	9.9	9.5
CPGE	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.3
STS	44.5	45.8	45.1	44.1	42.5	42.3
その他の課程	3.9	4.2	4.2	4.7	5.0	5.4
一般および技術バカロレア合計						
IUTを除く大学	46.4	46.6	47.3	46.5	45.0	42.5
IUT	10.5	10.7	10.4	10.5	10.3	10.4
CPGE	8.4	9.1	8.9	9.2	9.2	9.4
STS	21.8	21.7	20.9	20.6	19.3	19.4
その他の課程	7.2	7.7	7.8	8.6	8.9	9.4
職業バカロレア						
IUTを除く大学	6.4	6.0	6.3	6.4	5.8	5.0
IUT	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
CPGE	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
STS	9.7	12.8	14.4	15.2	15.5	15.6
その他の課程	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
全バカロレア総計（一般、技術および職業）						
IUTを除く大学	39.2	38.9	39.8	38.9	37.5	35.0
IUT	8.7	8.8	8.7	8.7	8.4	8.4
CPGE	6.9	7.4	7.3	7.4	7.4	7.5
STS	19.6	20.0	19.7	19.6	18.6	18.7
その他の課程	6.0	6.4	6.5	7.1	7.3	7.6

出典：フランス高等教育・研究省（MESR）：The State of Higher Education and Research, 2008



## 5. 高等教育への進学

入学条件は、主に教育機関およびそこで取得できる学位によって異なる。しかし、すべての教育機関は、原則バカロリアまたはそれに相当する証書の保有を条件としている。高等教育・研究省の所管する教育機関において行われるバカロリア取得後を対象とした様々な教育レベル（大学、教育機関または公立学校の種類の如何を問わず）へは、社会経験認定制度（VAE）（p.22）を通じて入学することも可能である。例えば、外国の学位を有する学生はこの認定制度を利用することでフランスの高等教育機関に入学することが可能となる。入学の認定は、大学の学長または教育機関の学長が教授会の助言を受けて決定する。

### 5-1) 大学の入学要件

学士レベルにおける選抜試験はない。大学は次の証書を有するすべての学生を受け入れなければならない。

- フランスのバカロリア、もしくはこれに相当する証明書（法科適格証（*certificat de capacité en droit*）など）を有する者
- 大学入学検定試験に合格し、大学教育進学証書（DAEU）を有する者  
※DAEU は、1994年に創設された国家高等教育証書で、特別大学入学試験（ESEU）に取って代わったものである。バカロリアを保有していない者が高等教育を受けるために必要となる証書の一つである。

技術短期大学（IUT）への入学は、バカロリアを保有する受験者に対する面接を含む選抜試験によって決定される。

### 5-2) グランドゼコールの入学要件

公立・私立のグランドゼコールは性格が大きく異なることが多いが、厳格な入試選抜をもつ点では共通している。受験者のほとんどが、バカロリアの取得のみならず、入試選抜を経るグランドゼコール準備学級（CPGE）での2年間の学習を要し、さらにグランドゼコール入学のために高いレベルの試験に合格しなければならない。しかし、国立応用科学学院（INSA）のように、バカロリア取得後 CPGE での学習なしで学生を選抜するところもある。

CPGE 修了時点では証書は授与されない。なお、グランドゼコール入学試験で不合格となっても学生は大学へ入学することができる。グランドゼコールは、外国の学生に対しても非常に厳しい選抜試験を課している。全体としてグランドゼコールは約3万人の留学生を受け入れ、卒業後一流のキャリアを享受している者も多い。

### 5-3) バカロリア後教育情報提供ポータルサイト

「バカロリア後の入学」ポータル（ポスト・バカロリア入学）は、すべての高等教育課程の一覧を提供するウェブサイトとして創設され、対象範囲は2009年にすべての高等教育機関に拡張された。同ポータルには2,000以上の公立・私立機関における9,000以上の課程の情報が掲載されている。

出典：

Admission Post-bac: <http://www.admission-postbac.fr/>

欧州委員会（EC）：Eurydice - *Organisation of the education system in France, 2009/2010*

キャンピュスフランス： <http://www.campusfrance.org/>

大場淳（2008）：フランスの高等教育機関と学位授与権，日仏教育学会年報14号

## 6. 教育課程および学位・資格

### 6-1) 教育課程

フランスでは、教育課程は 3 種類（短期課程、長期課程および特別課程）に分類される。これらの教育課程の概要について次に述べる。

#### 6-1-1) 短期課程

通常 2 年間または 3 年間の就学を要する短期教育課程は、経営、製造およびサービスの分野でよく見られ、その多くは、大学と連携した複数の学問領域を持つ教育研究機関または高等専門学校で行われている。短期課程の卒業生が、その後の高等教育継続の可能性を排除することなく、可能な限り短期間で就職できることを目的としている。カリキュラムは常に企業のインターンシップを含むことから、短期課程は、労働市場での実践的で関連性のある経験を積ませるものとなっている。通常入学時に高度な選抜試験が課され、大学で行われる場合でも、一般の大学入学とは異なり、選抜制をとる。

#### 6-1-2) 長期課程

長期教育課程は、大学、グランドゼコールおよび高等専門学校において実施される。

### 大学

就学は 3 つの基本レベルから構成される (p.20)。

- 学士：3 年間の就学。6 セメスター（180 単位（ECTS：欧州単位）に相当）。
- 修士：（学士の 3 年を含めた）5 年間の就学。学士に追加的な 4 セメスター（追加分 120 単位（ECTS）に相当）。

※修士レベルでは 2 つの選択肢がある。「研究志向の修士」（旧高度研究課程証書（DEA））を選択する学生は、一般的には博士号取得のために進学し、「職業志向の修士」（旧高等専門教育証書（DESS））を選択する学生は、卒業後すぐに就職する。十分な学士経験を有すると認められた海外留学生は、1 年間または 2 年間の修士課程に直接進学することができる。

- 博士：（学士・修士の 5 年を含めた）8 年間の就学。学士・修士に追加的な 6 セメスターに相当。

### グランドゼコール

グランドゼコールにおける長期課程は、グランドゼコール内または中等教育機関における 2 年間の準備学級（CPGE）から始まる計 5 年間の中等教育後の就学を意味する。準備学級は、その後の 3 年間の課程に進学するために必要な受験資格を得るための厳しい教育課程である。通常、リセ（中等教育機関）において、または場合により大学またはグランドゼコール自身によって行われる CPGE 課程は、高等教育の第一段階に相当し、系統としては、経済・経営、文学および科学の 3 つのクラスに分かれている。CPGE で行われる教育では、欧州内で互換性のある欧州単位互換制度（ECTS）に応じた単位を獲得することができる。グランドゼコールを修了した学生は、正式に修士学位と同等の証書を取得する。今日の多くのグランドゼコール課程では、各校の専門分野について、英語による教育が行われている。グランドゼコール課程は、通常国際的なインターンシップおよび海外留学を含む。



### その他の高等専門学校

その他の高等専門学校では、通信、観光、保健、医療補助、料理、ホテル経営、ファッション、映画、漫画、アニメーション、ビデオ・ゲーム、写真、芸能、ジャーナリズム、通信、ソーシャル・ワークなど、様々な分野の証書を取得することができる。高等専門学校は機関独自の証書または学位を授与することができる。ほとんどの課程は2年間から5年間である。入学許可は一般的には試験または学生の応募書類によって決定される。私立の高等専門学校の卒業生はそれぞれの学校に固有の証書を取得する。これらの証書は、修士学位と同等であると認められる場合と認められない場合がある。

### 6-1-3) 特別課程

#### 理論と実践を組み合わせた教育課程

この教育課程は、高等教育機関における理論的な教育と、企業における実践的な教育とを組み合わせたものである。職業専門的な経験と資質を養成するこの種の教育は、高等教育分野において常に発達してきている。この教育課程では、高等技術者免状（BTS）のようなバカロレア水準+2年（Bac+2）の証書、またはBac+3年もしくはBac+5年の証書を取得することができる。このほか約10校の大学およびグランドゼコールにおいて、この種の教育課程を通じた工学の学士/修士証書を取得できる。

#### 新たな教育制度

##### 遠隔教育

国民教育省（MEN）は、すべての分野で通信教育課程を実施するため、国立遠隔教育センター（CNED）を設置した。高度な職業資格を求める教育課程においては、学生および教員間のセミナーや会合もオンラインにより開催される。CNEDの「電子キャンパス（*campus électronique*）」プログラムは、図書館など実際のキャンパスで利用できるものと同様のあらゆるサービスへのアクセスを提供している。

##### 大学における生涯教育

高等教育機関における生涯教育は、1971年の生涯教育の一環としての継続的職業教育の組織に関する法律に始まり、大学は1985年より専門職研修へのアクセスを提供し、1993年より職業経験を認める部分的な学位を発行してきた。2002年にさらなる措置がとられ、ボランティア、ソーシャル・ワークおよび無給の就業を含む職業経験の認定を通じて完全な学位が取得できるようになった。これらの課程は関連する科目群（モジュール）で構成され、（仕事や家庭の事情もしくは遠隔地であることなどを理由として）通学に制限のある学生のため、情報技術を用いた受講形態も模索されている。

### 6-2) カリキュラム

2002年、学士に至る大学教育に関する省令によって、6セメスターからなる分野別に構成される教育課程が規定された。こうした課程は学位の種類に合わせて設定された目的に基づいてカリキュラム化される。学位等の種類には次に挙げるものが代表的なものである。

- 大学一般教育課程（DEUG）および学士（1997年省令）
- 複数の学問領域からなる学士（1994年省令）
- 行政学学士（1985年省令）
- 技術短期大学部証書（DUT）（1994年省令）

- 大学科学技術教育証書（DEUST）（1984 年省令、2007/2008 年から LMD 制度に含まれず）
- 職業学士（1999 年省令）
- 通訳/ガイド国家学位（1995 年省令）

教育課程は、各学位によって異なるものの、基本的に、教育理論や方法論、実践応用が含まれる。また、これらの課程には、教育目的に基づき、（学生が一定の一般的な知識基盤を獲得することを確保しながら）職業専門化予備段階、職業専門化、個人またはグループのプロジェクトおよびインターンシップの要素が含まれている。また課程は、学生が選択する必修科目群（UE）や選抜制科目群から構成され、外国語教育や IT 研修も含まれる。カリキュラムの中では、特に大学での学習方法や研究技術の習得についての教育が行われる。

### 6-2-1) 学生の成績評価

フランスの大学の教育課程は、通常累積的なモジュール（関連する科目群）にグループ化されている。学位は、場合により必修もしくは選択制、または選抜制の一定数のモジュールから構成される。一度モジュールを修了すれば、それを喪失することはない。修了したモジュールは、持ち越しが可能で、別の課程における学位要件の考慮対象とすることもできる。

#### 成績評価

フランスの高等教育における学生の成績評価は、次の 2 つの方法で行われている。

- 継続的評価。学習について、科目ごとに年間を通して行われる試験や小テスト等を通じて継続的に評価する。
- 最終試験。すべての科目について科目ごとの試験が数日にわたって実施される。年間 2 回、各セメスターの終わりに行われる。

#### 評定基準

一般的に、フランス高等教育機関では、フランスの評定基準である 20（最高）から 0（最低）を用い科目毎に成績をつける。

#### フランス評定基準

点数	記載評価区分	意味	注記
16~20	Très bien (TB)	秀	
14~15	Bien (B)	優	
12~13	Assez bien (AB)	良	
8~11	Passable	可	8~9 は、場合により追加試験が必要となる
0~7	Ajourné	不可	

出典：Nuffic: Evaluation of foreign Degrees and Qualifications in the Netherlands Country Module France International Recognition Department 2009

ECTS（欧州単位互換制度）評定基準は、欧州圏内の学生に対して母国の教育機関から付与された単位（成績を含む）を各教育機関が読みかえることを可能にするために考案された。例えば、19 点有する学生が第 2 回目に 9 点以上の試験に合格した場合は、同じ ECTS 単位数を与えられる。

### 経験に対する単位の付与

一連の規定により、フランスの高等教育機関が単位認定希望者の職業経験、またはその他の経験を認定することにより、学位、修了証、またはその他の資格（職業資格など）に必要な学術単位を付与することが可能である。単位認定希望者は、蓄積した職業経験およびスキルについて説明する申請書に記入する。記載された経験およびスキルについて、どの程度学術単位が認定されるべきか審査員が判断する。審査員が申請のあった単位数よりも少ない単位数の付与を決定した場合は、残りの単位をどのように補填することができるかについて提案される。

手続きには大きく分けて2種類ある。1つはVAP 85と呼ばれる手続きで、単位認定希望者が認定プロセスにより決定されるレベルの課程に直接入学することが可能となるものである。もう1つは社会経験認定制度（VAE）（p.22）であり、単位認定希望者の過去の学習および業績に関する審査員のアセスメントに基づき、学位または学位取得のための単位が与えられるものである。

### 6-2-2) 最近の動向

#### 進級管理

一貫性のある教育環境を作り出すため、大学は様々な科目群（モジュール）に求められる要件に関連して、各教育課程内で進級にかかるルールを規定している。このような仕組みにより、課程の段階（学年）ごとの「入り口」の基準を定め、学生の方向づけが可能となっている。

大学における学習は現在、第1セメスター開始前のオリエンテーションから始まることがある。これは学生が自ら選択した学問領域について精通する機会と同時に、その選択が正しいか否かを判断させ、早い段階で新しい方向性を見出す機会を与えることとなる。第2セメスターでは、学生は次の選択を行うことができる。

- 同じ学士課程を継続する
- 新しい学士課程を始める
- 別の教育課程（高等技術者課程（STS）、技術短期大学（IUT）等）への移行を求める

2008年の省令（高等教育・研究省）によって改正された2002年の省令（国民教育省）においては、面接試験のコピーを請求する権利や取得した単位の積み立ての権利、各科目群で取得された単位の係数は同じである権利、卒業後適切な機関内に証書を受け取る権利など、学生の獲得した知識および技能の評価に対する学生の権利を保証する諸原則が打ち立てられている。学生は遅くとも学年開始後1カ月以内に同制度について大学から情報提供を受ける。

#### 出口管理

1974年以降、フランスの大学は高等専門教育証書（DESS）と呼ばれる修士レベルの数々の職業学位を創設してきており、大学附属職業学校（IUP）が学生の選考および企業との間の連絡やインターンシップを実施している。大学の自由と責任に関する法律（LRU）も、学生が就職するまで支援を行うことを目的として、学士レベルの学生に対して職業ガイダンスを提供するという使命を高等教育機関に対して課している。教育機関は、卒業率に関する統計だけでなく、卒業生の就職に関する統計についても公表することが法的に義務付けられている。またこの法律では、各教育機関に対し、学生への就職支援のため、大学の教育に合った就職先リストおよび求人について公表を担当する就職支援室の設置を規定している。

さらに、学生が受けることのできる就職支援、および高等教育機関で学習できる正確な内容について、学生の意識を高めることも、教育機関にとって重要であると考えられる。LRU20 条（教育法典 L612-3）では、入学希望者がどこで学習するかを選択する自由があると述べられている。この入学前の学生に対するアプローチは、「積極的なガイダンス」として知られる制度の一部と位置づけられ、これにより希望者が関心を表明することができるようになった。このアプローチは、大学が助言および支援を行い、将来のバカロレア取得者が、後に適切な専門職業に就けるような高等教育の選択ができるようにし、学生が、教育課程が合わないことを理由として退学するという事例を減少させるものでもある。このアプローチはまた、大学と中等教育機関との関連性も改善することになる。

この職業ガイダンス・プロセスの歴史は、1968 年のフォール法まで遡る。このプロセスは、1973 年からの大学教育改革の第一段階で実現した、大学における情報ガイダンス部局の正式な発足から始まり、1986 年の政令により「ガイダンスおよび職業専門性との統合のための大学共同サービスおよび大学間サービス（SCUIOP）」として大学間組織の一部となった。この制度は将来のバカロレア取得者に対し、大学やその教育内容、卒業後従事する専門職業のための教育課程などの情報提供を行うことを目的としている。同制度により、教員および研究者には、通常の教育上の役割に加えて就職ガイダンスを行うことも委ねられている。教育機関と産業界、および教育機関と就職サービスとの関係を構築することにより、学生の就職を促進している。同制度では卒業生の就職に関する年間報告も公表される。SCUIOP はこのように 2007 年 LRU 実施の際の中心的存在でもある。

### 6-3) 学位・資格

LMD 制度 (p.4) 導入後、フランスの高等教育は、現在、基本的に学士、修士、博士の 3 段階で構成される学位制度により成り立っている。3 段階学位のみが欧州において有効な証書 (学位) と認められおり、これら以外の証書は認められていないが、依然フランス国内において重要な指標として用いられているものが多い。

#### 高等教育機関と学位 (証書)

レベル		LMD 制度		
大学				
9	18 セメスター (+9 年)	博士号取得可能校 ・医学博士証書 ・博士号 / PhD	グランドゼコール 経営学校 技術学校	芸術学校 建築学校 その他教育機関 (リセ、高等専門学校)
8	16 セメスター (+8 年)			
7	12 セメスター (+6 年)			
6	12 セメスター (+6 年)	・口腔外科学博士国家証書 ・薬学博士国家証書	・専門修士 (MS) ・経営学修士 (MBA)	・独立建築専門資格 (HMONP)
5	10 セメスター (+5 年)	・研究修士 ・職業修士 ・技術者証書	・技術者証書 ・理学修士 (MSc) ・経営学校証書 ・グランドゼコールの各種学位	・芸術学校証書 (DNSEP) ・建築国家証書 ・高等専門学校証書 (保健、ソーシャル・ワーク、観光)
4	300 ECTS (欧州単位)			
3	6 セメスター (+3 年) 180 ECTS (欧州単位)	・学士 ・職業学士		・芸術学校証書 (DNAT - DNAP) ・建築証書
2	4 セメスター (+2 年)	・技術短期大学部証書 (DUT)	・グランドゼコール教育課程第一学年への入学 ・グランドゼコール準備学級 (CPGE)	・芸術学校証書 (DMA) ・高等技術者免状 (BTS)
1				

※中等教育修了+バカロレア、またはこれと同等の能力(母国において高等教育への入学が認められる資格)=フランス高等教育へのアクセスが認められる。

※フランスの大学およびその他の高等教育機関において授与する学位はフランス政府による認証を受ける。

出典：キャンピュスフランス：<http://www.campusfrance.org/en/resource/licence-degree>

#### 6-3-1) 短期課程学位

##### 高等技術者免状 (BTS: *Brevet de Technicien Supérieur*) —非大学学位

職業中等教育の上級技術者養成課程 (STS) で実施されるこの教育課程には、2 年間の就学が必要である (120ECTS)。これは、145 ある規定分野の中間管理層の訓練を目的としている。高等技術者免状 (BTS) はリセに位置づけられているが、高等教育や技術短期大学 (IUT) での教育水準と同等なものとしても考えられている。卒業後、30%以上の学生が、大学、技術学校または経営学校に進学している。

##### 技術短期大学証書 (DUT: *Diplôme universitaire de technologie*) —大学学位

技術短期大学証書 (DUT) はフランスの 116 の技術短期大学 (IUT) が授与する 2 年間の就学に対する証書である。IUT 課程は 2 年間で中級レベルの技術者を訓練するという目的の下で、卒業生が職業学士 (*licence professionnelle*) のようなより上級レベルの学位を求めて進学することを可能にしており、実際に IUT の卒業生の 80%が進学している。教育課程には、法学実務 DUT、企業経営 DUT、および情報コミュニケーション DUT などの課程がある。

大学科学技術教育証書 (DEUST: *Diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques*) —大学学位  
大学科学技術教育証書 (DEUST) は 2 年間の大学課程で取得できる職業志向の証書である。80 数種の DEUST 専門分野はそれぞれ非常に具体的で、地域の労働市場ニーズに対応する形でカリキュラム化されている。DEUST 課程のカリキュラムはしばしば企業および地方政府の協議を経て編成され、実務の専門家も授業を行う。この課程では、卒業生が別の学位および職業学士 (*licence professionnelle*) 取得へ向けて進学することが一般的となっている。

#### 職業学士 (*Licence professionnelle*) —大学学位

この学位は 2 年間の中等教育後の就学を修了した学生がさらに 1 年間就学すると取得できる。多様な職業学士課程の内容は、大学、雇用主および専門職協会の協力の上に決定され、教授陣には多くの現役の職業専門家が含まれる。職業学士は卒業後すぐに就職を目指す者にとって最も望ましいフランスの学位の 1 つである。

#### 6-3-2) 中間学位

中間学位 (Bac+2 年や Bac+4 年) は、欧州における有効な学位とは認められていない。しかし、歴史的な理由により、Bac+2 や Bac+4 (修士 1 年) はフランスにおいて重要である。LMD 改革以前は、この学位は就業に参考となる学位の 1 つであったからである。さらに、歴史的にフランスとつながりのある国々は、自国の大学にこのレベルの学位や教材が存在しないことから、時としてこのレベルの学生をフランスに留学させてきた。ECTS の欧州単位数により学生は別の大学で就学を継続することができるが、その場合 2 セメスター間において可能である。

#### 6-3-3) 長期課程学位

「LMD 改革」は、ボローニャ・プロセスに沿った 3 つの就学レベル (学士/修士/博士) を実施することによってフランスの制度を欧州に合わせる高等教育の新たな学位制度で、以下のように区分される。

- 学士、職業学士、専門技術国家証書 (DNES) : バカロレア後の 3 年間の就学後に取得できる学位、180ECTS に相当。
- 修士、高度研究課程証書 (DEA)、高等専門教育証書 (DESS) : バカロレア後の 5 年間の就学後に取得できる学位、300ECTS に相当 :
- 博士 : 修士課程修了後に取得できる学位、480ECTS に相当

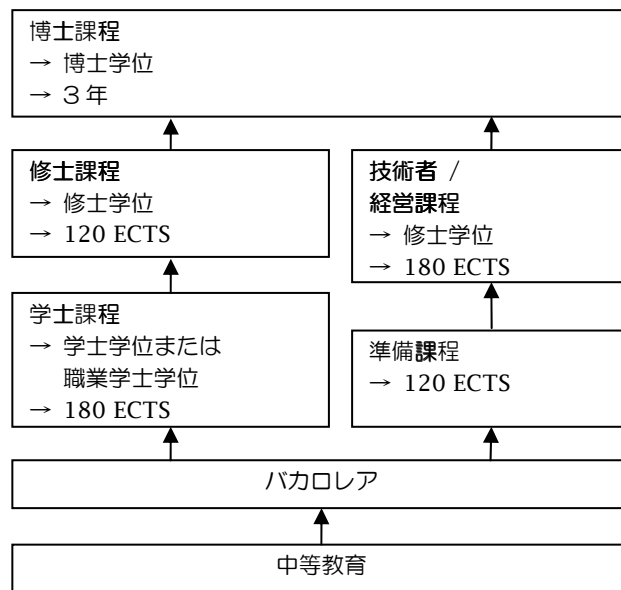
#### 学位授与権限

フランスにおいては、学位を授与する権限は、教育機関から提出される申請書のレビューを経て高等教育・研究省から与えられ、かつ更新される。レビューは科学的・技術的専門委員パネルを通じて研究・高等教育評価機構 (AERES) による評価を受け、その後、高等教育・研究審議会 (CNESER) に送られ意見が求められる。

学術学位には、バカロレア、学士学位、修士学位および博士学位が含まれる。バカロレアは、ボローニャ・プロセスで規定された学位には含まれないが、フランス国内法上では学位として認められている。学士および修士学位は、中間学位とともに、大学や教育目的のため高等教育・研究省より認証を受けたその他の学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人 (EPCSCP) により発行される。



## フランス学位制度



出典：NVAO, *Grossroads: Higher education in France*:  
<http://www.grossroads.eu/higher-education-in-europe/france-30>

### 学士

学士号授与の認証を受ける資格を有するのは大学である(2002年の学士号に至る大学教育に関する省令第8条)。

#### 国家枠組みにおける学士

- 法科適格証 (*certificat de capacité en droit*)
- 大学科学技術教育証書 (DEUST)
- 大学一般教育証書 (DEUG、学生の要請に応じて)
- 技術短期大学部証書 (DUT)
- 専門技術国家証書 (DNES) (次第になくなりつつある)
- 技術短期大学 (IUT) の授与する DEUG
- 学士
- 職業学士
- IUT の授与する学士

### 修士

修士号授与は、EPCSCP 単独か、または EPCSCP と他の国立高等教育機関とが共同して授与する場合に認められる。対象的に、EPCSCP の形態をとらない高等教育機関は、高等教育課程を実施することはできるものの、修士号を授与する権限は認められない。

正式に学位が授与される証書は、国によって学位と認められた修士号である。学位としては認められない学術上の修士号についても、高等教育・研究審議会 (CNESER) による国の評価および審査を経たうえで、国が授与することができる。次に挙げるものが国によって学位資格が認められる証書の例である。

- 技術者資格委員会（CTI）による認証をもつ技術者証書
- 政治学院（IEP）の授与する修了証書
- 獣医学国家証書
- 一定の経営学校の修了証書
- 建築国家証書
- 国家遺産保全証書
- ルーブル学院の第 2 サイクルの証書
- サン・シール陸軍士官学校の証書
- 修士号に関連する 1999 年の政令第 2 条に規定のある高等教育担当大臣の決定する一覧に掲載されたパリ大学ドフィーヌ校の一部の証書

## 博士

1984 年の博士課程（*études doctorales*）に関する省令は、大学、および国民教育省に登録された国立高等教育機関のみが博士号を授与する認証を受けることができると規定し、国民教育省の認可を受けた私立機関にも博士号授与の認証が受けられるようになった。フランスにおける博士学位取得者は外国人が多く、学生 3 名のうち 1 名はフランス国外からの学生である。

## 6-4) 国家資格枠組み

### 職業資格

フランスの職業資格は、種類およびレベルともに多様で、大学等で授与される学位資格が、そのまま職業資格として認められる場合も少なくない。共通する特徴のひとつは、ほとんどが中央政府の統制下にある国家資格であるということである。国民教育省、農業省、産業省、国防省、保健省、文化省などの様々な省庁がそれぞれの公共サービスに対応する様々な職業資格を有する。各職業に求められる職業資格の種類は、一般的には労働者と雇用主との間の団体協約において規定される。職業資格は、通常は学校教育を通じて与えられ、証書によって認められる。

### 全国職業資格委員会（CNCP）

2002 年のいわゆるフランス社会現代化法に基づき設置された全国職業資格委員会（CNCP）は、フランスの職業訓練担当大臣の所掌下に置かれている。この組織は、各省庁代表、地域圏代表、社会的関係者、商工会議所代表および学識経験者の 43 名の委員から構成される。

CNCP の任務は下記のとおりである。

- 職業資格証書にかかる一覧の作成（全国職業資格総覧：RNCP）
- 総覧に登録された資格証書および欧州連合加盟国に認定された資格証書に関する、企業を含めた社会一般に対する情報提供
- 資格証書等の整合性、補完性およびその更新、ならびにそれら資格、職業における資格の状況の確認
- 証書や職業目的の資格文書、職業資格証書を授与する機関に対する提言
- 全国職業資格総覧に登録された資格証書間、または資格証書と主に欧州におけるその他の資格証書間の類似点についての指摘
- 職業目的の資格証書のレベルを対象とした新しい分類体系の規定



委員長の権限下において、CNCP は、専門委員会、常設の事務局および地方駐在者のネットワークに実際の業務を委ねている。同委員会は国際的なレベルにおける資格の透明性の確保に貢献している。

#### 全国職業資格総覧（RNCP）

全国職業資格総覧とは、証書や資格証明書、その他職業目的の資格文書の最新情報について、企業や一般向けに公表されるリストである。このリストは、様々な職業専門分野からなる労使雇用委員会によって作成される。この総覧に掲載される資格証書は、フランス全土で認められ、就職、人材管理および職業の流動性を促進する。

実務上、RNCP は証書の記載内容、つまり対象となる活動、活動分野、獲得された能力の要素、アクセス様式、レベル等について参照するために用いられる。登録内容の最新の定量分析（オンライン上で参照可能なデータ数、認可手続き中のデータ数、資格認定機関毎の一覧等）は定期的に利用者が自由に利用できるように掲載される。

<http://www.cncp.gouv.fr>

#### 社会経験の認定

社会経験認定制度（VAE）とは、一定の条件を満たす者が、職業専門的な経験に基づいて証書を取得できる制度である。この制度によって、全国職業資格総覧（RNCP）に掲載された職業資格についての証書、称号または証明書の全部または一部が与えられる。VAE は、社会現代化法（2002 年 1 月 17 日付法）に、「実生活に従事する者はすべて、証書、職業志向の学術上の称号、または職業資格の取得に関して、経験、特に職業専門的な経験を通じて習得した能力の認定を受ける権利を有する」と規定され、職業資格証書を取得するための経験の認定は、年齢、就学レベル、地位に関係なく誰に対しても適用される。希望する資格証書の内容に関係する 3 年間の経験が必要となる。また VAE では、取得を求める職業資格証書が RNCP に掲載されているものである場合は、職業訓練基金から資金提供を受けることができる。2007 年には、4199 件の VAE が承認され、このうち 2000 件で VAE 制度を通じて証書が授与された。

#### 証書の認定

ごく少数の例外を除いて、フランスの証書とフランス国外の証書との同等性はないが、他国で授与された証書は認定を受けることができる。このような認定の目的が進学である場合は学術認定という。その目的が職業の従事にある場合は、職業認定として知られる。なお、証書の認定に関する一般的な情報は、国立資料センターおよび欧州情報オリエンテーション・センター（CIO）で入手できる。

欧州資格枠組み（EQF）：欧州における証書および資格を理解する新しい手法である。欧州委員会は、生涯学習のための欧州資格枠組みの確立を目指した欧州議会および欧州理事会による勧告を採択した。EQF は加盟国、企業および市民が、様々な欧州の教育・訓練制度の下で発行された資格証書を比較するための共通の基準を定めている。

#### 出典：

フランス高等教育・研究省（MESR）：<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>

フランス外務・欧州省：<http://www.diplomatie.gouv.fr/>

欧州委員会（EC）：*Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010*

Nouvelle Université：<http://www.nouvelleuniversite.gouv.fr/>

キャンピュスフランス：<http://www.campusfrance.org/>

Centre Inffo：<http://www.centre-inffo.fr/>

大場淳・夏目達也：フランスの大学・学位制度，学位と大学，大学評価・学位授与機構研究報告（2010）

全国職業資格委員会（CNCP）：<http://www.cncp.gouv.fr/>

## 7. 学生自治会

1907年に設置されたフランス全国学生連合（UNEF）は、フランスにおける全国学生連合である。同組織は中央および地方政府、政党、高等教育関係省庁、大学運営者に対し学生の利益を代表する。同組織は国際的な舞台、特に欧州学生連合（ESU）内においても活発に活動している。

出典：

フランス全国学生連合（UNEF）：<http://www.unef.fr/>

## 8. 授業料および学生に対する財政支援

### 8-1) 授業料

政府はフランス国内の公立高等教育機関の学費の大部分（学生1人当たり平均1万ユーロ）を負担する。公立機関の年間授業料は法律によって定められている。2010-2011年度における学生が支払う学費は以下のとおりである。

- 学士課程：174ユーロ
- 修士課程：237ユーロ
- 博士課程：359ユーロ
- 技術者証書に至る課程：564ユーロ

私立教育機関（特に経営学校）の学費は、一般的に公的機関のものよりも高く、一般的には年間3,000ユーロから1万ユーロである。

### 8-2) 学生に対する財政支援

フランス国内で学ぶ学生は、フランス政府等から奨学金や住宅補助金などの財政支援を受けることができる。「社会基準奨学金」は、学生の税制上の世帯の所得、世帯に含まれる被扶養児童の数、家族の居住地と学生の就学地の距離の3つの要素により決定される。これら基準要素に当てはまらず、財政上の問題を抱える学生向け支援対策として、新しい国の緊急支援基金も計画されたところである（例えば、両親が突然失業した学生、就学を再開した社会人、独立生計を立てねばならない学生など）。この財政支援は、学生支援機関であるクヌースの長が議長となる委員会によって各教育機関への配分が決定される。また今日では、学資ローンへのアクセスもより容易になり、学生はすべて、奨学金を得ているか否かにかかわらず、保護者の保証なしで、（学生の財政状況に合わせる形で全額または一部の）支払い期日延長の便益を受けることができる。

住居について、高等教育担当省による政策では、クヌースから提供される住居数の拡大、住宅問題の解決方法の多様化、利用可能な財産の可能な時点での活用、および全学生のための住居アクセスの改善を目指している。

助成を受けているか否かにかかわらず、外国人留学生も地方大学センターおよび学校関連の援助（CROUS）によって運営される大学の食堂や公共サービスをフランス人学生と同じく利用できる。

### 8-2-1) 奨学金プログラム検索サイト：キャンパスボース (CampusBourses)

キャンパスボースとは奨学金検索エンジンであり、フランス国内における学資調達のための不可欠のツールである。同サイトでは、利用者がそれぞれのニーズに合わせて検索できることから、学資支援に関する情報を即座に入手することができる。学士からポストドクのレベルまで、キャンパスボースは、中央および地方政府、企業、基金や高等教育機関から支給される奨学金および奨学金制度に関するデータを掲載している。以下は、フランス国内と欧州連合の支援組織名および支援概要である。

- 欧州連合：エラスムス・プログラムおよびエラスムス・ムンドゥス（非欧州市民を対象）奨学金
- フランス外務欧州省：パリ事務所（25%、エッフェル卓越性奨学金および主要プログラムを含む）および海外のフランス大使館（75%）を通じた海外留学生に対する奨学金
- フランス高等教育・研究省：フランス市民および特定の外国人留学生を対象とした、ニーズに基づく積極的是正措置奨学金（特に少なくとも 2 年間フランスに居住し、税制上の住所がフランス国内にある者が対象）および博士課程奨学金（フランス全土の博士課程が対象）
- 国立研究機関：経済社会開発（IRD）や環境・エネルギー管理（ADEME）、海洋開発（IFREMER）など専門分野に特化した奨学金、およびすべての学問分野を対象とする国立科学研究センター（CNRS）の奨学金
- 地方審議会：担当地域にある教育機関の学生および研究者に対する財政支援（通常、博士またはポストドクを対象とした、国立研究機関または民間企業との連携により資金が提供される。）
- 高等教育機関：学生（特に博士学生およびポストドクプログラムの研究員）への直接奨学金

出典：

キャンパスフランス：<http://www.campusfrance.org/>

クヌース：<http://www.cnous.fr/>

在日フランス大使館：<http://www.ambafrance-jp.org/>

欧州委員会（EC）：*Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010*

## 9. フランス高等教育の国際化

フランスは高等教育の国際化を進める中心国の一つである。1998 年以降、後にキャンパスフランス（国際的な人の流動性促進を目指すフランスの運営組織）と改称されたエデュフランスは、次第に競争が熾烈になってきている国際的な高等教育分野におけるフランスの取組みの中心的な存在であった。国際的な学術研究の流動性を高めるため、キャンパスフランスはフランスの外務欧州省、高等教育・研究省、および移民・統合・国家アイデンティティ・連帯開発省の 3 省の支援を得て活動している。加えて、キャンパスフランスは、DAAD（ドイツ学術交流会）、Nuffic（オランダ高等教育国際協力機構）、ブリティッシュカウンシル、Eurodoc（博士課程学生および若手研究者の欧州協会）および国際教育協会（米国）から構成される国際的なコンソーシアムにおいても主導的立場にある。また、IMPI（国際化の位置づけおよびプロファイル指標）および Eurodata II（高等教育における流動性促進）など、欧州委員会による資金提供を受けたプロジェクトにも参加している。

27 万人の外国人留学生（学生数全体の 12%）を受け入れているフランスは、米国（53 万 5,000 人）およびイギリス（34 万人）に次いで国際的に留学生を受け入れている第 3 番目の国であり、フランス国内の外国人留学生の数も過去 10 年間で 75%も拡大した。英語で行われる教育課程数も飛躍的に拡大しており、キャンパスフランスによれば、その数は 600 近く存在する。英語による教育課程数を拡大させるというこの新しい動きは、欧州（EU）

エラスムス・ムンドゥス・プロジェクトへの参加によるものである。留学生の出身別でみると、2007年はアフリカ（44%）が最も多く、次いで欧州（22%）、アジア（20%）、その他14%となっている。

学生を海外から受け入れる場合にも、フランス人学生を海外の機関へ留学させる場合にも、国際的な流動性を確保するためには財政支援が不可欠である。受け入れについては、エッフェル卓越性奨学金などの優秀な学生に支給される奨学金および（8-2）で述べた）フランス政府の奨学金は、すべて世界の最も優秀な水準の学生をフランスで就学させることを目的としている。一方、学生を留学させる場合については、（社会的基準による）高等教育奨学金および国際的な流動性奨学金がおもな基盤となっている。

フランスと日本との共同教育課程も成長段階にあり、研究レベルや両国間の共同証書について多くの例が存在している。現在、両国の高等教育機関の間では、ダブル・ディグリー・プログラムの他、700以上の交流プログラムが実施されている。

出典：

Delegation interministerielle a l'aménagement du territoire et a l'attractivite regionale (Datar), Centre d'analyse atrategique (CAS), Agence francaise pour les investissements internationaux (AFII), Ministère de l'economie, de l'industrie et de l'emploi: *Tableau de bord de l'attractivité de la France Édition 2010*,  
キャンパスフランス：<http://www.campusfrance.org/>  
クヌース：<http://www.cnous.fr/>  
欧州委員会（EC）：<http://ec.europa.eu/>

## 10. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体

### 政府省庁

高等教育・研究省（MESR）：<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>  
フランス政府が高等教育に関する全体的な公共政策を扱う。

### 研究助成機関

国立研究機構（ANR）：<http://www.agence-nationale-recherche.fr/>

### 公的研究機関

#### 科学技術的性格を有する公施設法人（EPST）

国立科学研究センター（CNRS）：<http://www.cnrs.fr/>  
国立衛生医学研究所（INSERM）：<http://www.inserm.fr/>  
国立農学研究所（INRA）：<http://www.international.inra.fr/>  
国立情報学自動制御研究所（INRIA:）：<http://www.inria.fr/>

#### 商工的性格を有する公施設法人（EPIC）

原子力庁（CEA）：<http://www.cea.fr/>  
国立宇宙研究センター（CNES）：<http://www.cnes.fr/>

#### 財団による研究所

パスツール研究所 (*Institut Pasteur*) : <http://www.pasteur.fr/>

キュリー研究所 (*Institut Curie*) : <http://www.curie.fr/>

#### 国内および海外の学生のための大学情報センター

キャンパスフランス (*CampusFrance*) : <http://www.campusfrance.org/fr/>

キャンパスフランスは国際的な人の流動性促進を目指すフランスの運営組織である。現在キャンパスフランスは 117 の事務所および 24 の支部を世界中に展開している。フランス国内においては、国内の各高等教育・研究群にそれぞれ 1 名の代表者がいる。キャンパスフランスは、特に教育フェアを通じ、高等教育への外国人留学生の受け入れを促進している。また、フランス国内で就学を終えた外国人留学生に対する助言やフランスに到着する前のあらゆる行政手続きに関する専用窓口となっている。

クヌース (CNOUS) : <http://www.cnous.fr/> (「クヌース・クルース」ポータルサイト)

高等教育・研究省の監督の下、クヌースは、財政支援や住居、アルバイトなど学生の日常生活に対する支援を行うクルース・ネットワーク (CROUS Network) を管理し、すべての学生に高等教育への公平なアクセスと機会の平等を提供している。2011 年現在、海外県を含めフランス全土 28 地域にクルースネットワーク (CROUS Network) が、さらに 14 の地方の 12 大学都市にその下部のクルースセンター (CLOUS Center) がある。これらの地域を包括する支援センターは、地域ごとの利用者のニーズに応え、大学支援ネットワークの中核をなす役割を担っている。

国際教育学習センター (CIEP) : <http://www.ciep.fr/>

CIEP はフランスにおける ENIC-NARIC (欧州情報センターネットワーク/全国学術認定情報センター) の国内情報センターに指定されており、国際移動を促進することを目的として、フランス国外の学術および職業資格の認定、国内外の学術および職業資格の認定に関する情報の収集・提供を行っている。

#### 代表者組織

フランス大学学長会議 (CPU) : <http://www.cpu.fr/>

大学学長会議は同会議に参加する教育機関、すなわち大学、技術大学、国立理工科大学、高等師範学校、国立応用科学学院、グランドゼコールおよび高等教育・研究センターなどからの代表者で構成されている。フランス高等教育・研究に関する議論を積極的に喚起しながら、問題を抱える大学当局にとって、不可欠な協議組織となっている。

フランス大学評議会 (CNU) : <http://www.cpcnu.fr/>

大学評議会は、フランスの大学における教員・研究者の資格、募集、キャリアに関する基準を策定する国家機関である。組織は各テーマ別の分科会に分かれており、分科会および分科会のメンバーは高等教育・研究省によって決定される。各分科会のメンバーの 3 分の 2 は該当分野の専門家による推薦、残り 3 分の 1 は、高等教育・研究省の任命により、高等教育関係者の中から決定される。

グランドゼコール会議 (CGE) : <http://www.cge.asso.fr/>

グランドゼコール会議は、バカロレア後少なくとも 5 年間の就学を証明する国家証書を授与するグランドゼコールの技術学校および経営学校で構成される団体である (1901 年の法律)。



## 質保証機関

研究・高等教育評価機構 (AERES) : <http://www.aeres-evaluation.fr/> (詳細は IV-1 章を参照)

技術者資格委員会 (CTI) : <http://www.cti-commission.fr/> (詳細は IV-2 章を参照)

## 11. 高等教育関係法令

### 高等教育基本法 (エドガー・フォール法) (p.5)

*Loi d'orientation de l'enseignement supérieur* : 1968 年 11 月 12 日

エドガー・フォール法とも呼ばれる 1968 年の高等教育基本法は、フランスの大学組織に関する基本的な法的枠組みを定めている。同法は、従来の単科大学に代わり、総合大学の学問上、行政上、財政上の自治を規定する。なお、同法は現在も有効であり、1984 年 1 月 26 日付の高等教育法と相反する規定以外は今なお効力を有する。

### 高等教育法 (サヴァリ法) (p.6)

*Loi sur l'enseignement supérieur* : 1984 年 1 月 26 日

サヴァリ法として知られる 1984 年の高等教育法は、高等教育・研究省の監督下にある高等教育課程に適用される基本原則を規定するとともに、大学、カレッジ、大学以外の教育機関、高等師範学校 (*Écoles normales supérieures*)、海外のフランス学校およびグランドゼコールを含む高等教育機関の組織および運営に適用される諸原則を規定する。同法は、1968 年 11 月 12 日付の高等教育基本法によって正式に規定された大学制度を認め、一層の大学の行政上、財政上、教育研究上の自治を与えている。

### 研究プログラム法

*Loi de programme pour la recherche* : 2006 年 4 月 18 日

2006 年の研究プログラム法の主要な目標は、研究制度の戦略的な展望および一貫性を改善し、公的な研究関係者の間、ならびに公的な研究者および民間セクターの間の相互関係および協力関係を育成することにある。加えて、研究法典第 L114-3-1 条から L.114-3-7 条に導入された同法 (第 9 条) は、AERES (研究・高等教育評価機構) を設置するための法的枠組みを規定する。これらの条項の多くは AERES の使命 (L114-3-1 条および L114-3-5 条) とともに同組織の任務および構成 (L114-3-3 条) について規定する。

### 大学の自由と責任に関する法律

*Loi relative aux libertés et responsabilités des universités* : 2007 年 8 月 10 日

大学における自治および経営の自律性を大幅に拡大した。(p.6)

出典 :

Legifrance: <http://www.legifrance.gouv.fr/>

欧州委員会 (EC) : *Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010*

### III. 質保証制度

#### 1. フランス高等教育質保証制度の変遷

##### 1-1) 国家評価委員会（CNE）

フランスにおいて外部の機関による評価制度が構築されたのは 1980 年代半ばである。国家評価委員会（CNE）が 1984 年に設置され、評価における中心的な役割を果たした。同委員会は大統領直属の自律的行政機関で、大学、学校およびその他の公共高等教育分野の使命に関連する領域において教育機関の評価を行っていた。現在では研究・高等教育評価機構（AERES）がその任務を引き継いでいる。

##### 1-2) ボローニャ・プロセス

ボローニャ宣言（1999 年）の結果として、欧州各国においては、高等教育の抜本的な変革が進んだが、フランスもその例外ではない。すべての高等教育機関に共通する学位制度の確立を目指す新たな国家制度（LMD 制度）は 2002 年より導入された（p.4）。この制度は、段階的に実施されてきており、質保証プロセスに関する研究が進められている。

##### 1-3) 2006 年から現在 - 質保証における新たな時代

ボローニャ・プロセスに基づいた質保証への取組みの要請に応え、研究プログラム法（2006 年 4 月 18 日付法律第 2006-450 号）および大学の自由と責任に関する法律（LRU）が制定され、大学の自治と責任の拡大に加え、質保証制度に大きな変革をもたらした。同時に、CNE に代わる新しい評価機関で、高等教育および研究プログラムを評価する団体、研究・高等教育評価機構（AERES）が設置された。同組織の設置は 2006 年の研究プログラム法に規定された。AERES の役割は、機関別評価（大学、高等教育機関および研究機関）、研究ユニット評価ならびに学士、修士および博士課程の評価を行うことである。技術者証書を付与する高等教育機関については、技術者資格委員会（CTI）が評価を行っている。

出典：

大場淳・夏目達也：フランスの大学・学位制度，学位と大学，大学評価・学位授与機構研究報告（2010）

Thierry Chevaillier: *The Changing Role of the State in French Higher Education : From Curriculum Control to Program Accreditation*

Stefanie Schwarz and Don F. Westerheijden (Eds.) (2004) : *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area, kluwer Academic Publishers*

#### 2. フランス高等教育質保証制度の概要

##### 2-1) 高等教育機関および大学の認可制度

##### 2-1-1) 高等教育公施設法人の設置

公施設法人は国により設置される教育および訓練を目的とした法主体である。公施設法人には運営および資金管理について正式に自治が認められている。

### 学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人（EPCSCP）

EPCSCP は法令によって設置される。大学、国立理工科大学および技術短期大学（IUT）が EPCSCP の法人格を持つ。1984 年の高等教育法がこうした教育機関の定義および組織について規定している。これらの教育機関の構成は、研究および教育の両者を行う部門（UFR、学校または教育研究機関）の連合体ならびに執行部と規定されている。この種の高等教育機関は、高等教育・研究審議会（CNESER）への諮問を経て政府によって設置される。各教育機関の内部組織の変更は、高等教育・研究大臣による承認が必要である。

### 行政的性格を有する公施設法人（EPA）

EPA も EPCSCP 同様、法令によって設置される。EPA は、法令上は教育機関として特別な地位にあるわけではなく、他の公施設法人と同等の地位を有している。高等教育機関のみならず、全行政セクターに渡って様々な組織がある。これらの法人の長はそれぞれを所掌する官庁（*Ministère de tutelle*）の大臣によって任命されることから、高等教育機関としての EPA の長は高等教育・研究大臣によって任命される。（p.9）

### 行政組織の部局

高等教育機関の一部は、正式な自治や法人の性格を持たない省庁の一部局に過ぎないものもある。

#### 2-1-2) 私立高等教育機関

教育法典第 731 条の 1 は、25 歳以上のフランス国民または欧州共同体もしくは欧州経済地域の者であれば、一定の条件（県への届出など）のもと、自由に教育課程を提供し、高等教育機関を設置できることとしている。これら私立高等教育機関は、国からの財政支援や学位授与権を得るためには国による認証が必要となる。（p.9）

#### 2-2) 内部質保証

政府と大学との間で契約を締結するという政策により、契約が評価を通じた堅実なアプローチを求めることから、評価でも特に内部評価が強化されてきた。予算組織法（LOLF）成立後、業績ベースでの予算措置が図られるようになったため、高等教育機関には、まず内部統制が機能するように求められるものの、配分される資金を適切な箇所に分配することが可能となった。1996 年以降、大学は、学生調査を含む教育課程の内部評価の実施が求められている。このため高等教育機関は、自らの統計および分析能力を高めるため、データ収集、学生や卒業生に関する調査および学内指標の作成を行う「監査室（*observatories*）」と呼ばれる専門部局を設置した。これに関連して、中央省庁による認証プロセスは次第に AERES による課程の評価と関係づけられるようになってきた。

#### 2-3) 外部質保証

欧州およびフランスにおいて、LRU（大学の自由と責任に関する法律）に基づく大学の役割および組織の在り方に関する昨今の議論は、高等教育機関の責任拡大の必要性を強調している。このような背景のもと、外部質保証機関の機関別評価は、教育機関自身の自己評価の実施、国の示す主な方向性に応じた目標の設定および達成、課題の検出、ならびに改善へ向けた行動の遂行能力を示すものでなければならない。

外部質保証には、以下の分野が含まれる。

1. 機関別評価
2. 研究評価（研究ユニット評価）
3. 教育課程・学位（学士・修士・博士）評価
4. 教職員の評価手続きの検証

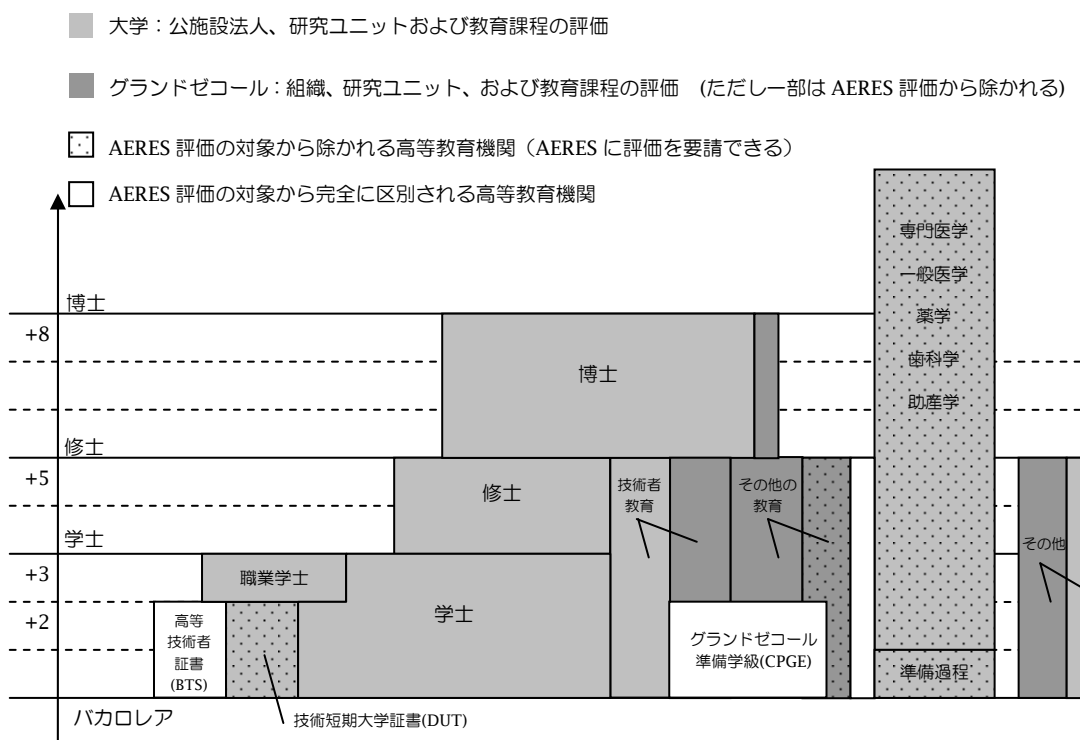


## 外部質保証機関

外部質保証機関には、機関別評価、教育課程・学位評価、研究ユニット評価を実施する「研究・高等教育評価機構（AERES）」と工学分野の教育課程評価を実施する「技術者資格委員会（CTI）」とがある。AERES は、大学およびグランドゼコール（一部の例外を含む）を含む多くの（バカロレア後の）高等教育機関の評価を行っている。同組織は、高等教育機関からの要請に応じて評価を行うことはできるが、医学を専門とする機関、技術短期大学証書（DUT）課程およびその他の各種学校については対象としない。一方、グランドゼコール準備学級（CPGE）課程については、完全に AERES の管轄外である。また、技術者教育を提供する高等教育機関の質の評価については、技術者資格委員会（CTI）が課程のアクレディテーションを行っている。

以下、ほとんどのフランスの高等教育機関の評価を行う AERES の評価を中心に述べていく（CTI の評価については IV-2 「技術者資格委員会（CTI）を参照」）。

### 高等教育制度と AERES 領域との関係



出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

### 2-3-1) 機関別評価

2001 年の予算組織法（LOLF）は、国家予算の編成および実施の基礎を規定する組織法である。同法は 2006 年の予算（同年 1 月 1 日に開始）から全面施行され、これにより、1990 年代以降の政府と教育機関との間でそれぞれ実施されていた契約に関する協議は、同法による契約締結により終了することとなり、契約は 5 年毎に更新されることとなった。このような動きにより、大学としては明確なガイドラインを定めた上での、総合的な予算の配分を行う権限が増した一方、業績評価および改善を行い、説明責任を果たすことが求められるようになった。すなわち、評価のあり方が、「手段の文化」から「結果および業績の文化」へ移行したことを示している。この新しい制度の下で、教育機関執行部の権利は拡大され、教育機関が財政、人事および組織改革について権限を持つようになった。しかし、大学の自治権の拡大は、政府管理体制の縮小を意味し、独立した大学評価が必要となっ

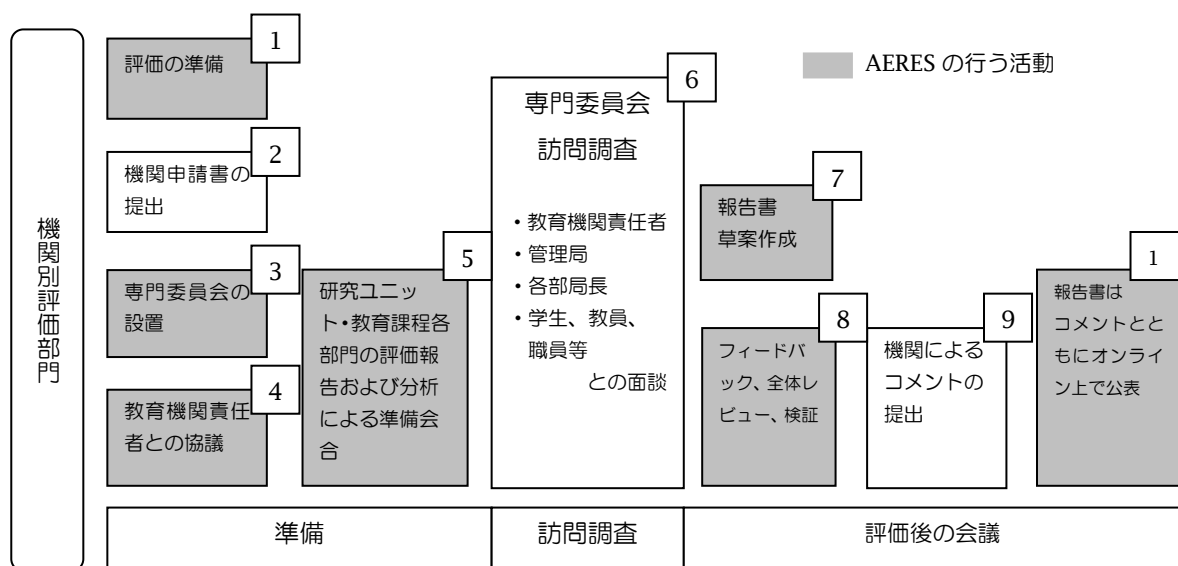
た。機関別評価は大学の学問の自由の原則に反すると考えられてきたが、一方で教育機関は学生に対する保護義務を負っており、これらのバランスを取るための制度が必要とされた。

機関別評価は AERES の機関別評価部門（第 1 部門）が行っており、大学等高等教育機関、研究機関（国立科学研究センター（CNRS）または国立衛生医学研究所（INSERM）のような国立科学技術機関や国立産業商業機関）、研究協力基金および機関ならびにフランス国立研究機構の評価を行う。年間 60 から 80 の教育機関が評価の対象となっている。

AERES の機関別評価は、各機関自身が実施する自己評価の委員会による審査、および少なくとも 1 回の教育機関への訪問調査結果に基づいて行われる。この評価では教育機関の強みおよび弱みを特定し、助言を与えることを目的としている。評価を終えると、AERES は教育機関へ送付する報告書を作成し、受審機関に送付、報告書を受理した教育機関は AERES に対しコメントを提出する。AERES の報告書および受審機関のコメントは、いずれも AERES のウェブサイト上で公表される。機関別評価は研究ユニットおよび教育課程評価が行われた後に実施され、総合評価の中心的部分を占めることになる。この評価においては、その組織および統治体制とともに、研究内容、研究結果の活用、教育、学生生活および外部との関係等にかかる方針が焦点となる。これらの方針について、AERES は自らの専門委員会および評価対象機関に対し、評価要項を提供している。

研究機関の評価については、研究機関の負うすべての使命、特に研究結果の活用および移転が重要となる。機関別評価部門はまた、各教育機関のウェブサイトについてのサイト・ポリシーの分析も行う。実施した評価について、AERES は毎年評価の概要を作成している。

## 機関別評価の流れ（AERES）



出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

### 総合評価としての性格

AERES は、総合報告書の中で、第一に研究ユニット（第 2 部）、次に 3 段階の教育課程・学位（第 3 部）に係る評価結果を記述し、最後に機関（第 1 部）に関する総合的な評価を行っている。同報告書は政府の参考資料とな

るほか、受審機関のその後の自己評価の基礎としても活用される。なお、同報告書は教育機関の事前の自己評価および専門委員会による訪問調査結果に基づいて作成される。訪問調査は書類審査のみでは得ることのできない教育機関の環境を正確に把握する上で必要とされる。

#### 総合評価の高等教育機関に与える影響

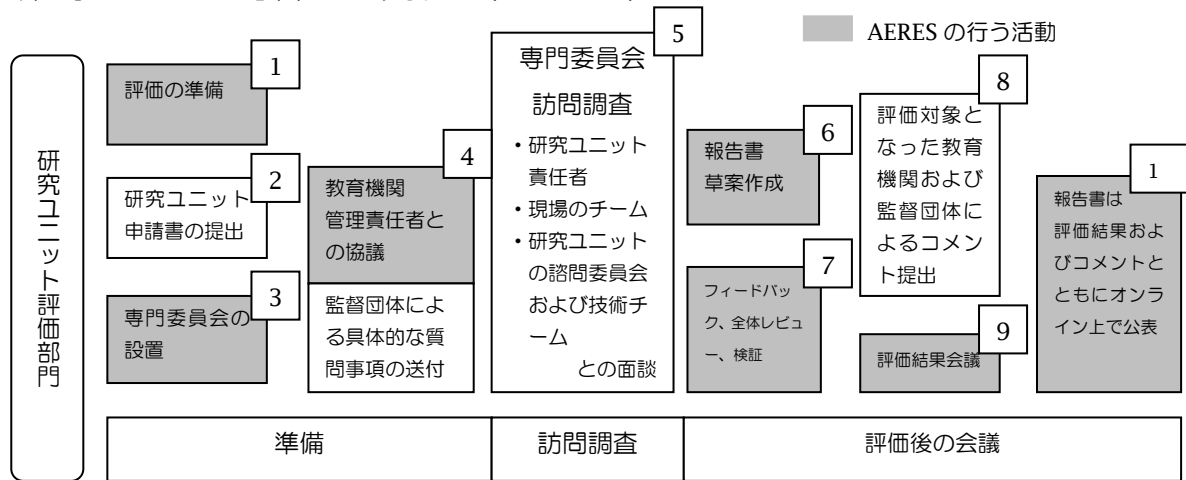
AERES は教育課程および研究ユニットの評価について、A+、A、B および C の評価を与え、評価結果を記した総合報告書はウェブサイト上で公表される。評価結果は政府および対象大学へ通知され、また、企業や将来の学生といった関係者を含む幅広いステークホルダーも入手可能である。しかし、AERES は研究ユニットや教育課程の継続の可否、および教育機関に対する政府からの将来の予算配分といったさらなる判断については一切行わない。

#### 2-3-2) 研究評価（研究ユニット評価）

学術研究の評価は基礎研究活動、および応用の視点とは別の新たな知識の獲得へ向けた試みから構成される。研究結果の効果は定量化することが困難である。しかしながら、研究活動が国家または民間企業による資金によって行われる社会においては、その研究の有効性について評価が要請されることは必然であり、個人評価から大学や教育機関の評価まで、学術研究を行うすべてのグループに対して実施される。

AERES における研究評価は、AERES が策定・公表している「研究ユニットに関するガイドライン」、「研究機関連合に関するガイドライン」および「研究ユニット評価のための準備プロセス」に基づいて、AERES の研究ユニット評価部門（第 2 部門）が評価を行う。毎年、高等教育機関および研究機関の 700 以上の研究ユニットが評価の対象となっており、これらは、高等教育・研究省およびその他のフランス省庁（農業省、産業省等）の監督下にある高等教育機関および国立科学研究センター（CNRS）、国立衛生医学研究所（INSERM）、原子力庁（CEA）のような研究機関のいずれも評価対象となる。研究ユニット評価の目的は、各教育・研究機関が持つ研究能力を特徴づけ、地域、国家および国際的な文脈の中において、それぞれの使命の一部として、また各機関の希求する戦略目的に従って、各機関を正確に位置づけることにある。評価プロセスは、各教育・研究機関内のユニットの評価受審について当該機関が表明することから開始され、その後、教育・研究機関が具体的な質問項目を送付する。研究ユニットが、AERES の専門委員会に活動報告および研究成果を提出した後、専門委員会が同ユニットの訪問調査を実施し、強みとともに改善の望まれる領域に重点をおいた報告書草案を作成する。研究ユニットおよび研究チームは学問領域パネル毎にスコアを与えられる。報告書草案は AERES によって検証された後、フィードバックを目的として研究ユニットへ送付される。その後評価結果会議が開催され、最終的に、評価結果および最終報告書は教育・研究機関およびその所管省庁などに送付、また、AERES のウェブサイト上でも公表される。

## 研究ユニット評価の流れ（AERES）



出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

### 基準

研究評価を行うにあたっては一定の客観的基準が必要である。

1. 研究成果の質および研究の影響
2. 国内外のネットワークやプログラムへの積極的な参画
3. （学際領域における）研究活動における意思決定
4. 社会的な需要への有用性
5. （国内外における）研究管理や出版物に対する責任
6. 科学の普及への投資
7. 応用研究
8. 「研究や研究成果物」の開発という観点での研究者や教員の生産性 など

フランスにおいては、2007年までは国立科学研究センター（CNRS）のような科学技術的性格を有する公施設法人（EPST）が、4年に1度、提携関係にある機関または提携関係を望む機関について評価を行っていた。研究所はこうした公施設法人との提携関係を結ぶことがあるが、それは資金調達や新しい研究者の雇用機会に影響を与えた。2007年以降、初めてフランスすべての教育研究機関および（CNRSやINSERMなどの）研究機関について国立の機関AERESが評価を行うようになった。

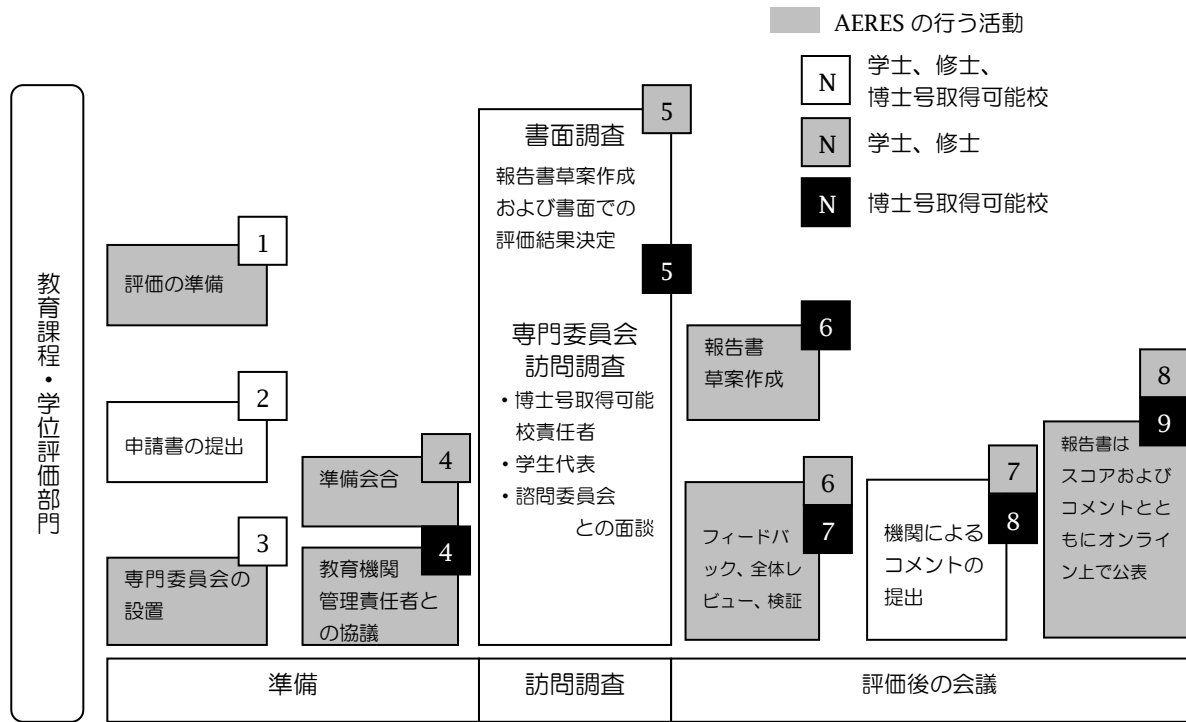
### 2-3-3) 教育課程・学位評価

評価プロセスは次第に教育課程と学位の評価と関連付けられるようになってきている。2007年以降、AERESは、学士から修士および博士課程までの高等教育機関（技術者の称号を用いる権利を認める課程を除く）のすべての課程の評価を行っている。

AERESの教育課程・学位評価部門は、欧州の教育研究分野の発展という背景の中で活動しており、この評価の対象には、高等教育・研究省およびその他の省庁（文化通信省、農業省、産業省、国防省等）の監督下にある高等教育・研究機関のすべての学士、修士および博士課程が含まれる。評価の目的は、学士、修士および博士の3レベルに応じて設定される。知識獲得、能力開発、博士課程の労働市場への融合および継続的学習に対し投入され

た資源と教育研究成果の妥当性について評価される。学士および修士の評価は、AERES の専門委員会によって、主に書面に基づいて行われる一方で、博士課程の評価は訪問調査による評価も併せて行われる。

## 教育課程・学位評価の流れ（AERES）



出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

### 基準

#### 学士課程・学位評価

第2学年および第3学年の学生の退学率とともに、リセと高等教育とのつながりが、主な評価要素となっている。

1. 教育計画：教育計画の一貫性およびバランス、ならびにスキルおよび知識獲得の進展状況
2. 教育支援：教員および機関による教育支援の多様性および有効性
3. 就職および進学：進学、職業経験および卒業生に対するフォローアップに関する取組み
4. 学士サイクルの運営：授業評価を含む様々な情報収集の分析・検討を行うスタッフと教育チームの活動および教育課程の運営改善の手法

#### 修士課程・学位評価

課程の一貫性、すなわち学士と修士、修士と博士との関連性を保つことが求められる。さらに、修士課程2年目と博士号取得可能校への進学要件との適合性も重要視される。

1. 修士課程と研究との関連性：修士学位取得のための優れた研究チームの存在、教員や研究者の能力（研究指導、研究助成金等の取得などを考慮）
2. 教育課程の構成：学生に対する特定の専門分野への選択機会の提供、就職や博士課程への進学とのつながり

3. 学生の就職準備への教育研究支援：学位と職業専門性との関連性（学位設置計画、教育への参加、雇用機会の提供）における、企業との協力関係、就職へのフォローアップ等、修士を取得した学生のその後に関する情報とその分析
4. 国際協定：国際的な協定の種類と妥当性、関係する学生数等

#### 博士課程・学位評価

博士号取得可能校は、AERES による国家評価が行われた後、4 年以内に、公表されている「博士号取得可能校に適用される基準」に照らして高等教育・研究省の認証を受ける。その質は、行動計画、実施状況および達成結果に加え、訪問調査により評価される。

1. 博士号取得可能校に属する研究ユニットの質および同ユニットによって行われる研究成果の活用の質：産業界との契約、特許等
2. 管理部門によって設定される研究方針：博士号取得可能校間および博士号取得可能校内における学際的なプロジェクト、新規プロジェクトチームへの支援等
3. 研究教育審議会の運営：社会経済界からの外部委員の質、外国人委員の質、諮問機関の実質的な役割、データベースの質、会合数等
4. 学生の受け入れ、オリエンテーションおよびフォローアップにおける質、特に論文審査基準の存在とその適用状況、専門領域別の授業構成、追加的、科学的、文化的教育および産業界との関係
5. 国内および国際的なパートナーシップ方針、共同指導下における学生論文数、口頭試問等における外国人教員の存在等

#### 2-3-4) 教職員の評価手続きの検証

AERES は機関別評価の中で、高等教育機関の教員の評価手続きについても検証することができる。ただし、これは教職員個人の評価ではない。

出典：

研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

Thierry Chevaillier: *The Changing Role of the State in French Higher Education : From Curriculum Control to Program Accreditation*

欧州委員会（EC）：*Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010*

キャンピュスフランス：<http://www.campusfrance.org/>

Legifrance: <http://www.legifrance.fr/>



### 3. 国際化と質保証

#### 3-1) 国際的な共同教育課程に対する共同認証

欧州連合がより一層緊密になるにつれ、機関同士の協力促進が一層重要性を帯びている。質保証および評価による相互信頼の醸成は、欧州の結束が高まる状況において不可欠の要素となっている。国際的な認証は、国内および欧州枠組みにおける質保証制度に準拠する質の確保および学生や研究者の流動性を促進する。結果として、様々な国や地域の質保証機関が関わる共同認証プロジェクトの数が増え、フランスの各機関はこうした取組みをリードすることを固く決意している。

#### 3-2) 資格認定

ENIC（欧州情報センターネットワーク）-NARIC（全国学術認定情報センター）による学位・資格認定

2004年以降、国際教育学習センター（CIEP）に設置されたフランスの ENIC-NARIC（ENIC-NARIC France）は、フランス国内外で取得される証書の認定に関する情報、フランスの証書について、他国で認定を受けるための手続きに関する情報、外国の教育制度に関する情報、他国で規制対象の職業に従事するために必要となる手続きに関する情報を収集・提供している。また、外国証書のフランス国内における就学レベルを認定する証明書の作成も行っている。ENIC-NARIC フランスは、高等教育・研究省（MESR）、国民教育省（MEN）、大学学長会議（CPU）、技術者資格委員会（CTI）、グランドゼコール会議（CGE）およびその他関係機関とも連携しており、情報交換を目的として、AERES とも連携している。また、国際的な連携も ENIC-NARIC の重要な分野の 1 つで、その例としては、職業専門的な経験から得られた資格の認定にかかる Nuffic（オランダ高等教育国際協力機構）とのプロジェクトおよび MERIC（地中海認証情報センター）ネットワーク設立にかかる UNESCO との事業が挙げられる。

出典：

国際教育学習センター（CIEP）：<http://www.ciep.fr/>

## IV. 質保証機関の概要

### IV-1. 研究・高等教育評価機構（AERES）

#### 1. 基本情報

（2011年現在）

設立年	2007年
組織の特徴	研究・高等教育評価機構（AERES: <i>Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur</i> [英名：Evaluation Agency for Research and Higher education]）は、2006年の研究プログラム法に基づき設置され、その組織と運営は、2006年11月3日付政令第2006-1334号によって規定される独立行政機関（AAI）。その特徴は評価に対する総合的なアプローチにあり、すべての高等教育・研究機関、研究所および上級課程を評価対象とする。
所在地	20 rue Vivienne 75002 Paris, France
代表者	Didier Houssin (President)
職員数	職員：170名（106名の科学界代表者、研究者および教員を含む）
組織体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• 評議会 - 25名のフランス人および外国人で構成</li><li>• 専門委員 - 年間4,500名（非常勤）</li><li>• 組織構成 - 3部門<ul style="list-style-type: none"><li>- 機関別評価部門（第1部門） 高等教育機関、研究機関、研究協力機関、およびフランス国立研究機関を評価</li><li>- 研究ユニット評価部門（第2部門） すべての種類の研究ユニットを含む高等教育機関および研究機関の研究ユニットを評価</li><li>- 教育課程・学位評価部門（第3部門） 国立・私立高等教育機関のすべての学士、修士および博士課程を含む教育課程・学位（学士、修士および博士号取得可能校）を評価</li></ul></li></ul>

出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>



## 2. 使命・基本原則

### 2-1) 使命

AERES は使命を次のように設定している。

- 研究組織・機関、高等教育・研究機関、研究協力基金・機関およびフランス国立研究機構について、その使命や活動内容を考慮した上で評価を行う。
- 上記の組織・機関に属する研究ユニットの行う研究活動について、AERES が直接的に、または AERES の承認した手続きに従い研究機関の支援を受けて、評価を行う。
- 高等教育機関の教育課程および学位の評価を行う。
- 研究組織・機関の教職員の評価手続きを承認し、実施を条件とした意見を述べる。これは手続きの評価であり、教職員個人についての評価ではない。

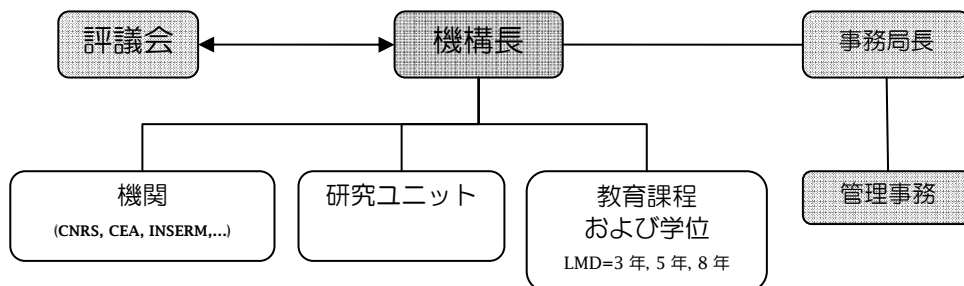
### 2-2) 基本原則

AERES は、3 つの基本原則（独立性、透明性および公平性）に基づき、評価を実施している。同機構はまた同機構の評価憲章に定められた主要な価値を尊重して使命を達成することに努める。

### 2-3) 組織体制

同機構は、2011 年時点では Didier Houssin 氏が機構長を務める 25 名の学識経験者からなる評議会にその基礎を置き、3 つの部門（機関、研究ユニット、教育課程・学位）から構成されている。教育課程・学位評価部門は、学士、修士および博士号取得可能校の評価を行う。

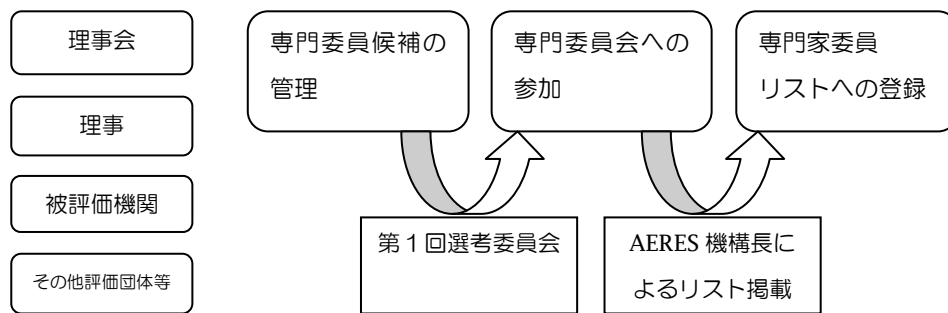
### AERES 組織体制



出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

評価を実施する専門委員については、学界全体からの提案に基づき、フランス内外から評価を実施する専門委員を選考する。選考手続きは厳格で、4 年間専門委員として登録される前の試験的な期間も選考期間に含まれる。フランス人以外の専門委員が含まれる割合は、欧州の奨励基準に照らしても比較的高い（20%）割合となっている。また、評価者には、AERES 評議会の研究担当官を評価する団体の代表者や訪問調査委員会なども含まれる。

## 専門委員リスト登録までの手続



出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

## 3. 活動

AERES には 4 つの任務が与えられている。

- 高等教育・研究機関（大学、INSERM、CEA、CNRS 等）について、その使命および活動内容を考慮した上で評価を行う。
- これらの研究機関の各ユニットおよびグループの研究活動を評価する。
- 高等教育制度上の教育課程および学位（学士、修士、博士課程）の評価を行う。
- これらの研究機関の学術研究員の評価プロセスを認定する。

### 3-1) 評価（詳細は p.30 を参照）

AERES は大学および一部のグランドゼコール、研究ユニットおよび学位課程を評価する。しかし同機構は認証や助成に関する決定は行わない。もう一つの特徴として、同機構の研究ユニット評価部門および教育課程・学位評価部門は連携し、学術担当官が同じであることから、研究および高等教育の両者について評価を行うことが挙げられる。さらに、プロセスについて印刷物などにより外部に公表されていること、すべての報告書はすべての関係者が精査できるようウェブサイト上でのアクセスを可能とすることで、全評価プロセスについて、透明性及び独立性が確保されている。また、AERES は評価プロセスの継続的な改善を行っている。

### 3-2) 評価の検証

AERES は自らの行う評価の質が、同機構の信頼性を確保し、高等教育機関、研究機関、公共機関、学生およびすべての関係者の信用を獲得するために重要であると考えている。同機構は、2005 年、ボローニャ・プロセス加盟国の高等教育担当大臣がベルゲンで採択した「欧州高等教育圏の質保証基準およびガイドライン」を適用し、これに関連して、AERES は以下の方針のもと業務を実施している。

- プロセス・アプローチに基づき、また様々な部門および活動を通じて、機構の行動に関する最終目標に適応することにより質保証を実現する。
- 必要となる資源を確保する。
- 質にかかる目標を設定、検討するための持続性のある枠組みを策定し、様々な関係者の要求に応えるためその適切性を評価し、必要な変更や改善を加える。
- 機構の手法や手続きの有効性を継続的に改善する。

この質保証にかかる方針の宣言は、管理部門より機構評議会へ提出され、一般にも公表されている。また、管理部門によって策定された同方針はすべての職員にも周知された。この継続的な改善プロセスを職員全員で支持することが、同機構の質管理制度の根幹となっている。

### 3-3) 評価サイクル

毎年 AERES は、フランス高等教育・研究機関の 5 分の 1 について評価を行う。AERES の評価活動のサイクルは、高等教育・研究省が教育機関との契約で規定された 5 つの区域（A～E 群）に区分けされ、実施される。

群	対象となる地域名
A 群	リヨン、グルノーブル、トゥールーズ、ボルドーの地方教育行政当局から構成
B 群	ルーアン、カーン、レンヌ、ナント、ディジョン、ブザンソン、クレルモン＝フェラン、ニューカレドニア、仏領ポリネシアの地方教育行政当局から構成
C 群	アミアン、ランス、ナンシー＝メッツ、ストラスブール、オルシャン＝トゥール、ポワティエ、リモージュ、エクス＝マルセイユ、ニース、コルシカの地方教育行政当局から構成
D 群	パリ地域圏、クレティユの地方教育行政当局から構成
E 群	リール、ヴェルサイユ、モンペリエ、マルティニックおよびグアドループ、仏領ギアナ、レユニオンの地方教育行政当局から構成

出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

### 3-4) 評価結果の影響

AERES はこれらの評価活動を任務とするが、評価結果に基づく予算配分の決定権限はない。評価結果は関係する省庁および機関へ送付され、政府および各大学は、契約方針に基づき評価結果について協議を行う。

また、AERES の「2007 年から 2010 年に行われた評価の地域的分析」によると、AERES の評価によって、高等教育はその質が保証されていることが証明された。とりわけ、フランスの大学の修士のうちの半数が、学士の 40% が A+ または A を獲得したと報告されている。

## 4. 国際的な活動

AERES は高等教育・研究活動の国際的な展開の高まる時期に設置された。その中で AERES は、特に世界の他の評価関係者との協力を通じて、中心的な役割を果たすことを意図している。AERES は、革新的な質保証機関として国際的に認知されることで、とりわけ競争が激化する欧州市場において、将来の外国人留学生、およびフランス人卒業生の将来の雇用主にとって、フランスの教育制度を魅力的にし、フランスの教育制度の信頼性を高めるために不可欠であると考え。このような理由から、同機構は、ボローニャ・プロセスに参画する 47 の欧州各国が設置した EQAR（欧州高等教育質保証機関登録）、ENQA（欧州高等教育質保証ネットワーク）のような汎欧州質保証イニシアティブに参加している。

2010 年 5 月、AERES は ENQA による欧州高等教育圏の基準への準拠に関する評価を受けて良好な結果を収め、2011 年 5 月には、AERES は EQAR により欧州登録簿に登録され、2005 年にベルゲンで 47 名の大臣によって採択された質保証にかかる共通原則（欧州質保証基準およびガイドラインとして知られる）を実質的に遵守する機関として認められた。

#### 4-1) 他の団体との連携

AERES は欧州および国際的な要請にも応えることを目指している。例えば、同機構はフランス国際教育学習センター（CIEP）との間で協定を締結し、機構の評価者としての専門性を共有している。また同機構は他のフランスや欧州の集合体との協定を検討しており、ケベック、ブラジル、ベルギー、ドイツ、英国、スペイン、中国および日本を含む他の質保証機関との関係構築も進めている。このような連携活動には、両機関の持つ考え方や実践の共有を促進するための国際的なセミナーの開催等が含まれる。AERES はその活動を ENQA、EUA（欧州大学協会）、G8 といったフォーラムの場においても促進するよう努めている。

#### 4-2) 国際的な評価の実施

AERES は「経験を広めるため」の取組みとして、フランス以外の機関の評価を行っている。最初の評価は 2008 年にバイルートのサンジョセフ大学に対して行われた。

#### 4-3) 機構内における国際的なスキルの向上

全職員がそれぞれの活動における国際的な局面をよりよく理解できるようにするため、AERES では「国際関係」に関する研修をすべての職員を対象に行っている。

出典：研究・高等教育評価機構（AERES）：<http://www.aeres-evaluation.fr/>

## IV -2. 技術者資格委員会 (CTI)

### 1. 基本情報

(2011 年現在)

設立年	1934 年
組織の特徴	技術者資格委員会 (CTI: <i>Commission des Titres d'Ingénieur</i> ) は、フランスにおける技術者証書の課程について認証を行う独立団体として正式に認められた非営利組織である。CTI は 1934 年、教育法典 L242-1 から 12 に基づき設置された。同委員会の使命は、フランス国内および国外 (ドイツ、スイス、ブルガリア、ベトナムなど) の工学および応用科学の分野における教育課程の評価および認証、技術者教育の質の向上、技術者カリキュラムの促進を行うことである。
所在地	34 avenue Charles de Gaulle F-92 200 Neuilly-sur-Seine
代表者	Bernard Remaud (President)
組織体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• 会長および 2 名の副会長を含む、9 名から構成される理事会</li><li>• 2 名の常勤職員</li><li>• フランス国民教育省より派遣された 3 名の事務局職員</li><li>• 組織構成 - 以下の 4 部門からなる。各部門は理事会メンバーが率いる。<ul style="list-style-type: none"><li>- 質管理</li><li>- 認証プロセス</li><li>- 国際関係</li><li>- 予算</li></ul></li></ul>

出典:

技術者資格委員会 (CTI) : *La Plaquette de la CTI*

CTI: <http://www.cti-commission.fr/>

## 2. 使命および目標

### 2-1) 使命

CTI の使命は、工学（コンピューター科学、応用数学、プロジェクト管理等）の分野における高等教育課程およびカリキュラムの評価および認証、技術者教育の質の向上、ならびにフランス国内および国外（ドイツ、スイス、ブルガリア、ベトナム）における技術者カリキュラムおよびキャリアの促進である。

### 2-2) 目的

CTI は国際的な知名度を上げたいと望む外国の工学系高等教育機関に対し、効果的な内部質保証の実施および能力重視のエンジニアリング教育の促進を支援することをその目的としている。

### 2-3) 組織体制

CTI は学術会および民間企業からの 32 名のメンバーからなり、その内訳は、16 名は大学教授および職員、8 名は産業団体代表者、8 名は労働組合および技術者協会の代表である。すべてのメンバーはそれぞれの組織から選ばれ、4 年間の任期で教育大臣より任命を受け、再任は一度のみ認められる。なお、CTI の事務職員はフランス国民教育省から派遣されることとなっている。

出典：

技術者資格委員会（CTI）：*La Plaquette de la CTI*

CTI: <http://www.cti-commission.fr/>

## 3. 主な活動

### 3-1) 評価および認証

CTI は修士レベルの課程のみ評価し、認証を与える（フランスでは、工学課程は 5 年間の総合的な修士課程からなり、現在は工学の学士課程は存在しない）。CTI の認証を受けたフランスの研究機関は 2011 年現在約 220 校で、年間約 3 万の工学修士号を授与している。CTI は毎年 150 の工学課程について評価を行う。

#### 3-1-1) 手続きおよび基準

CTI による工学カリキュラムの評価および認証は、欧州高等教育における質保証のための基準およびガイドライン、ならびに EUR-ACE（工学課程認証のための欧州コンソーシアム）の基準に準拠して行われる。認証は最大 6 年間有効で、この期間は、評価の結果早急に対応が必要となる重要な問題が明らかとなった場合、3 年間またはそれ以下に短縮できる。

#### 手続き

課程認証の手続きは、次の手順からなる。

- 高等教育機関による自己評価報告書が作成される準備段階
- 監査段階
- 認証段階
- 意思伝達の段階



## 基準

CTI は、自己評価を行うための各教育課程のための基準を以下のとおり設定している。

- A. 使命と組織体制
- B. 開放性とパートナーシップ
- C. 学生の入学
- D. 総合的な修士課程のための教育・訓練
- E. 卒業した技術者の就職
- F. 質の管理・実施中の質の向上

### 3-2) 国際的な CTI の認証活動

世界的規模では、CTI は工学のカリキュラムおよび機関について評価・認証を行う最も経験豊富な組織の 1 つである。また、CTI はその活動領域を国外にも次第に広げており、同委員会は欧州高等教育圏の発展に大きく関わっている。

## 手続き

外国の研究機関は、フランス政府に対し、CTI による肯定的な評価が行われたカリキュラムについて、正式な認定を要請することができる。まず、対象国の学術および産業に合わせた基準に基づく手続きに従い、CTI が認証を行う。認証を受けた外国の工学学位のリストは、毎年フランスの官報で公表される。認められた外国の工学学位を保持する卒業生は、フランスの研究機関の卒業生と同じフランスにおける職業専門的な技能水準および権利が与えられる。CTI は ENAEE（欧州工学教育認証ネットワーク）により、EUR-ACE 認定（欧州内で汎用性をもつ工学学位認定）(p.45) について、認証を受けたすべての工学課程に与えることが認められており、それが CTI の認証の認知度を高めている。

## 基準

外国系の工学系大学院は、CTI が適用するフランス国内の教育課程評価の基準（p.43）に準拠していなければならない。

### 3-3) その他の国際的な活動

#### 3-3-1) 他国の認証機関との連携

CTI は NVAO（オランダ・フランダースアクレディテーション機構）および OAQ（スイス大学認証・質保証センター）との間で、2 国間相互認証としてアクレディテーション結果の相互認定に関する協定を締結し、修士課程について共同認証を行ってきた。両機関が用いる法的枠組みは、欧州質保証ガイドライン（the European Standards and Guidelines）、欧州認証コンソーシアム適正実施基準（the ECA Code of Good Practice）、欧州認証コンソーシアム専門家選考指針（the ECA Principles of the Selection of Experts）を組み合わせたものである。認証プロセスは、大学による自己評価、訪問調査（共同で行われる）、意思決定（別々に行われる）からなる。

CTI はまた、ドイツの工学・情報/コンピューター科学・自然科学および数学の学位課程に対する認証機関 ASIIN とも共同認証を行った。仏独の 2 国間工学学位課程の認証を目指した両機関は、認証報告書の共同作成および認証が行われた場合の共同証明書の作成を行い、また共同認証プロセスの手続きおよび基準について定期的に見直

しを行うこととしている。これは、工学課程認証のための EUR-ACE（欧州コンソーシアム）プロジェクトの枠組みにおける協力によって進められた基準および手続きに関する 2005 年の ASIIN-CTI 協定に基づいて実施されている。

さらに、CTI は ECA-MULTRA（共同教育課程に関するアクレディテーション結果の相互認定に関する多国間協定）にも参加しており、加えてフランスにおいて職業技術者団体が存在しないことから、職業団体としても活動している。また CTI は、カナダの職業技術者団体との間で職業認定協定を締結し、マレーシアの職業技術者団体との間でも同様の協定を準備中である。

### 3-3-2) EUR-ACE プロジェクト

EUR-ACE（工学課程認定のための欧州コンソーシアム）プロジェクト（2004 年 9 月/2006 年 3 月）は、工学課程の認証について、欧州で汎用性をもつ制度を考案し提案してきた。これにより、すべての参加機関によって尊重される枠組み基準が公表され、この制度を運用するため、国際的な非営利協会（ENAAE：欧州工学教育認証ネットワーク）が設置された。同協会は、EUR-ACE 認定（EUR-ACE Label）を創設し、必要な組織を設置、この認定を監督し、他国にこの制度を広めるように努めている。この制度が迅速に自立できるよう、手数料にかかる方針を確立し、EUR-ACE プロジェクトを進めた。2008 年 11 月、CTI の認証基準および手続きの外部レビューを経て、CTI は 2013 年 12 月 31 日までの期間について、修士レベルの工学課程に対して、EUR-ACE 認定を与えることが承認された。

#### 出典：

技術者資格委員会（CTI）：*La Plaque de la CTI*

CTI: *References and guidelines 2009 (Références et Orientations 2009)*

CTI: <http://www.cti-commission.fr/>

Rolex Learning Center: *Welcome to Swiss Tech Lausanne (EPFL), a Learning Technological University (powerpoint presentation) (2010)*

欧州高等教育アクレディテーション協会（ECA）：<http://www.eaconsortium.net/>

## 付録：用語集

### 略語の説明 & 用語集

以下は、本文に登場する用語および略語について、アルファベット順に説明を加えたものである。略語については、略語の次にフランス語（イタリック）、英語、日本語と続き、用語の説明を加えたものもある。

**AAI:** *Autorité administrative indépendante*, Independent Administrative Authority, 独立行政機関

**AERES:** *Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur*, Evaluation Agency for Research and Higher Education, 研究・高等教育評価機構

**ANR:** *Agence nationale de la recherche*, French National Research Agency, 国立研究機構

ANR は、2005 年にフランス政府の法律により設置された研究資金提供機関である。同機構の役割は、研究者にプロジェクトを実現させ、画期的な新しい知識に貢献する最善の機会を与える競争スキームに基づいて研究プロジェクトに資金を提供することである。

**BTS:** *Brevet de technicien supérieur*, Higher Technician Certificate, 高等技術者免状

**CEA:** *Commissariat à L'énergie atomique*, Atomic Energy Authority, 原子力庁

**Certificat, Certificate,** 証明（書）

公的なものであるか否かにかかわらず、幅広い科目および行動に適用される一般的な用語。

**CGE:** *Conférence des grandes écoles*, グランドゼコール会議

**CIEP:** *Centre international d'études pédagogiques*, International Center for Pedagogic Studies, 国際教育学習センター

**CIO:** *Centre d'information et d'orientation*, Center for Information and Orientation, 情報オリエンテーションセンター

**CNCP:** *Commission nationale de la certification professionnelle*, National Commission for Vocational Certification, 全国職業資格委員会

**CNE:** *Commission nationale d'évaluation*, National Commission for Evaluation, 国家評価委員会

**CNED:** *Centre national d'enseignement à distance*, National Centre for Distance Education, 国立遠隔教育センター

CNED は、主に大学教育および競争的行政試験の実施を含むすべてのレベルの通信教育を実施する任務を負っている施設法人である。

**CNES:** *Centre national d'études spatiales*, National Center for Space Studies, 国立宇宙研究センター

**CNESER:** *Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche*, National Council for Higher Education and Research, 高等教育・研究審議会

**CNRS:** *Centre nationale de la recherche scientifique*, National Center for Scientific Research, 国立科学研究センター

**CNOUS:** *Centre nationale des œuvres universitaires et scolaires*, National Center for University and School Works, クヌース

**CNU:** *Conseil national des universités*, National Council of Universities, 大学評議会

**Competence,** 資質

資質とは、任務や行動を遂行するための一連の知識、ノウハウおよび行動スキルを意味する。資質には常に職業上の目標が存在する。

**Continuing education,** 継続教育

継続教育は、1971 年以降法律上の義務となっている。継続教育の目的は、給与従業員、労働者および求職者がそれぞれの職業スキルを確認、向上または拡大するための教育を受けることを確保することにある。雇用法典第 L900-1 は、「生涯を通じた継続教育は国家の義務である。継続教育には、初期の教育とともに、大人および既に職業をもつ若者やまさに就職した若者を目的としたその後の教育が含まれる。これらのさらなる教育は継続職業教育を意味する」と規定する。

**CPGE:** *Classes préparatoire aux grandes écoles*, Preparatory Classes for Grandes Écoles, グランドゼコール準備学級

**CPU:** *Conférence des présidents d'université*, University Presidents' Conference, 大学学長会議

具体的なニーズに応えるための専門部門によって創設された証明書で、検討を行う部門によって特定される資格に関連ついたスキルについての個人の習得を証明する。

**CTI:** *Commission des titres d'ingénieur*, Engineer Titles Commission, 技術者資格委員会

**DAEU:** *Diplôme d'accès aux études universitaires*, Diploma for Access to University Studies, 大学入学証書

この証書は、昇進の機会の拡大または労働市場への復帰を目的として高等教育を望む者、「バカロレア」資格が要求される行政競争試験受験のための証書の取得を望む者、および自らの一般的な能力を証明するための証書の取得を望む者に対して、「バカロレア」資格と同じ権利を与えるものである。

**DEA:** *Diplôme d'études approfondies*, Advanced Studies Diploma, 高度研究課程証書

**DESS:** *Diplôme d'études supérieures spécialisées*, Higher Specialized Studies Diploma, 高等専門教育証書

**DEUG:** *Diplôme d'études universitaires générales*, General University Studies Diploma, 大学一般教育証書

**DEUST:** *Diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques*, scientific and technical university studies diploma, 大学科学技術教育証書

**Diplôme:** Diploma, 証書 :

(競争試験へのアクセス、進学などの) 権利を証明する書面による文書。証書は国家の管理の下で関連当局より発行される。証書は一定の職業および一定の教育課程または競争試験へのアクセスを決定づける。証書は証書保有者の認定されたスキル・レベルを認めるものである。

**DNTS:** *Diplôme national de technologie spécialisée*, National Diploma for Specialized Technology, 専門技術国家証書

**DU:** *Diplôme universitaire*, University Diploma, 大学証書

**DUT :** *Diplôme universitaire de technologie*, University Diploma of Technology, 技術短期大学証書

フランスの 116 の IUT (技術短期大学) が授与する 2 年間の就学に対する証書である。2 年間で中級レベルの技術者を養成する IUT 課程では、卒業生が職業学士 (licence professionnelle) のようなより上級レベルの学位を求めて進学することが可能であり、実際に IUT の卒業生の 80% が進学している。教育課程には、法学実務 DUT、企業経営 DUT (GEA)、および情報コミュニケーション DUT などの課程がある。

**ENA:** *École nationale d'administration*, National Ecole of Administration, 国立行政学院 (グランドゼコール)

**Engineering Diploma**, 技術者証書

技術者証書は、CTI (技術者資格委員会) の認証を受けた学校のみが発行することができる。CTI は独占的に技術者証書を取り扱っている。

**ENS:** *École normale supérieure*, teacher training college, 高等師範学校 (グランドゼコール)

**EP:** *Établissement public*, Public Establishment, 公施設法人

**EPA:** *Établissement public à caractère administratif*, Public Establishment of Administrative Character, 行政的性格を有する公施設法人

**EPCSC:** *Établissement public à caractère scientifique et culturel*, Public Establishment of Scientific and Cultural Character, 学術的・文化的性格を有する公施設法人

**EPCSCP:** *Établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnelle*, Public Establishment of Scientific, Cultural and Professional Character, 学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人

**EPCST:** *Établissement public à caractère scientifique et technologique*, Public Establishment of Scientific and Technological Character, 科学技術的性格を有する公施設法人

**EPIC:** *Établissement public à caractère industriel et commercial*, Industrial and Commercial Public Establishment, 商工的性格を有する公施設法人

**EPSCP:** EPCSCP に同じ

**EPST:** EPCST に同じ

**ESEU:** *Examen spécial d'entrée à l'université*, Special Examination of University Entry, 特別大学入学試験

**ESU:** European Students Union, 欧州学生連合

**IAE:** *Institut d'administration des entreprises*, Institute of Business Administration, 経営学院 (グランドゼコール)

**IEP:** *Institut d'études politiques*, Institute of Political Studies, 政治学院

**INRA:** *Institut national de la recherche agronomique*, National Institute for Agrochemical Research, 国立農学研究所

**INRIA:** *Institut national de recherche en informatique et automatique*, National Institute for Research in Computer Science and Control, 国立情報学自動制御研究所

**INSA:** *Institut national des sciences appliquées*, National Institute for Applied Sciences, 国立応用化学学院 (グランドゼコール)

**INSERM:** *Institut national de la santé et de la recherche médicale*, National Institute of Health and Medical Research, 国立衛生医学研究所

**IUP:** *Institut universitaire professionnalisé*, University Institute for Vocational Training, 大学附属職業学校

**IUT:** *Institut universitaire de technologie*, University Institute of Technology, 技術短期大学

**LMD:** *Licence-master-doctorat*, License-master-doctorate (学士-修士-博士)

**LOLF:** *Loi organique relative aux lois de finances*, Law Relative to the Finance Laws, 予算組織法

**LP:** *Licence professionnelle*, Professional Bachelor Degree, 職業学士

**LRU:** (*Loi*) *Liberté et responsabilités des universités*, Law for Freedoms and Responsibilities of Universities, 大学の自由と責任に関する法律

**MEN:** *Ministère de l'éducation nationale*, Ministry of National Education, 国民教育省

**MESR:** *Ministère de l'enseignement supérieur et de la Recherche*, 高等教育・研究省

**PRES:** *les pôles de recherches et d'enseignement supérieur*, Centre for research and higher education, 高等教育・研究機関コンソーシアム

**RNCP:** *Répertoire national des certifications professionnelles*, National Register of Professional Certifications, 全国職業資格総覧

**SCUIOP:** *Services communs universitaires d'information et d'orientation*, ガイダンスおよび職業専門性との統合のための大学共同サービスおよび大学間サービス

**STS:** *Section de technicien supérieur*, Higher Technician Section, 高等技術者課程

この機関はバカロレア後 2 年間の技術研修のからなり、BTS へのアクセスを提供する。

**UE:** *Unité d'enseignement*, Educational Unit, 科目群

**UFR:** *Unité de formation et de recherche*, Training and Research unit, 教育研究ユニット

**UNEF:** *Union nationale des étudiants de France*, National Students Union of France, フランス全国学生連合

**VAE:** *Validation des acquis de l'expérience*, Validation System of Acquisition of Experience, 社会経験認定制度

出典:

研究・高等教育評価機構 (AERES): <http://www.aeres-evaluation.fr/>

フランス国立統計経済研究所 (INSEE): <http://www.insee.fr/>

全国職業資格委員会 (CNCP): <http://www.cncp.gouv.fr/grand-public/glossaire>

キャンピュスフランス: <http://www.campusfrance.org/fr/>

## 出典・参考資料

### 出版物

- Agence d'évaluation de la recherche et d'enseignement supérieur (AERES) (2010): *AERES 2010 Analyses régionales des évaluations réalisées entre 2007 et 2010*
- Agence d'évaluation de la recherche et d'enseignement supérieur (AERES) (2009): *Le référentiel qualité de l'AERES*
- Agence d'évaluation de la recherche et d'enseignement supérieur (AERES): *Vague A guide de l'évaluation 2009*
- Delegation interministerielle a l'aménagement du territoire et a l'attractivite regionale (Datar), Centre d'analyse atrategique (CAS), Agence francaise pour les investissements internationaux (AFII), Ministère de l'economie, de l'industrie et de l'emploi: *Tableau de bord de l'attractivité de la France Édition 2010*"
- Département de la valorisation et de l'édition, Ministère d'éducation nationale (2006): *The state of Education from nursery school to higher education, n.16*
- European Commission (EC): *Eurydice - Organisation of the education system in France 2009/2010*
- European Commission (EC) (2008): *Explaining the European Qualifications Framework for Lifelong Learning*
- Fabrice Hénard, Alexander Mitterle, OECD (2009): *Governance and quality guidelines in Higher Education A review of governance arrangements and quality assurance guidelines*
- Manel BENZERAFA, Laurent GARCIN, Patrick GIBERT, Jean-Francois GUEUGNON, Universite paris ouest nanterre-la defense: *Public management ambiguity and performance budgeting "how can they coexist?, The French financial constitution case"*
- Pierre Glorieux, Director for Research Units, AERES (2010): *Section des unites de recherche (presentation material in Tokyo)*
- Rolex Learning Center (2010): *Welcome to Swiss Tech Lausanne (EPFL), a Learning Technological University (powerpoint presentation)*
- Stefanie Schwarz and Don F. Westerheijden eds.,(2004): *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*, Kluwer Academic Publishers
- Thierry Chevallier: *The changing role of the state in French Higher Education: From Curriculum Control to Program Accreditation*
- *Toulouse/ Albi/ Auch/ Castres Iut Paul Sabatier 2010-2011*
- University of Lyon: *Research at ENS LYON 2007-2009*
- University of Toulouse: *Universite de Toulouse Research and higher education cluster*
- 大場淳・夏目達也：フランスの大学・学位制度，学位と大学，大学評価・学位授与機構研究報告（2010）
- 大場淳（2008）：フランスの高等教育機関と学位授与権，日仏教育学会年報 14 号



## ウェブサイト：

- Admission Post-bac: <http://www.admission-postbac.fr/>
- Agence 2E2F (Europe Education Formation France):  
<http://www.europe-education-formation.fr/>
- Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur (AERES):  
<http://www.aeres-evaluation.fr/>
- Agence Nationale de la recherche (ANR): <http://www.agence-nationale-recherche.fr/>
- Bologna Process: <http://www.ehea.info/>
- Campus France: <http://www.campusfrance.org/>
- Center d'études et de recherches sur les qualifications (Céreq): <http://www.cereq.fr/>
- Centre Inffo: <http://www.centre-inffo.fr/>
- Centre national de la recherche scientifique (CNRS): <http://www.cnrs.fr/>
- Centre international d'études pédagogiques (CIEP): <http://www.ciep.fr/>
- CNOUS: <http://www.cnous.fr/>
- Commissariat à l'énergie atomique et aux énergies alternatives (CEA): <http://www.cea.fr/>
- Commission des Titres d'Ingénieur (CTI): <http://www.cti-commission.fr/>
- Conférence des grandes écoles (CGE): <http://www.cge.asso.fr/>
- Conférence des présidents d'université (CPU): <http://www.cpu.fr/>
- Conseil national des universités (CNU): <http://www.cpcnu.fr/>
- Documentation française: <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/>
- École centrale paris: <http://www.ecp.fr/>
- École normale supérieure de Lyon: <http://www.ens-lyon.eu/>
- Embassy of France in Japan: <http://www.ambafrance-jp.org/>
- European Association of International Education (EAIE): <http://www.eaie.org/>
- European Commission (EC): <http://ec.europa.eu/>
- European Commission, Eurostat: <http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>
- L'info nationale et régionale sur les formations et les métiers (ONISEP): <http://www.onisep.fr/>
- Institut national de la santé et de la recherche médicale (INSERM): <http://www.inserm.fr/>
- International Monetary Fund (IMF), Public Financial Management Blog:  
<http://blog-pfm.imf.org/>
- Japan External Trade Organization (JETRO) France: <http://www.jetro.go.jp/>
- Japan Science and Technology Agency (JST): <http://www.jst.go.jp/>
- Japan Society for the Promotion of Science (JSPS): <http://www.jsps.go.jp/>
- Keio University: <http://www.keio.ac.jp/>
- Legifrance: <http://www.legifrance.gouv.fr/>
- Ministère des Affaires étrangères et européennes: <http://www.diplomatie.gouv.fr/>
- Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche:  
<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/>
- National Institute of Informatics (NII): <http://www.nii.ac.jp/>
- National Institute of Statistics and Economic Studies (INSEE): <http://www.insee.fr/>

- Nouvelle University: <http://www.nouvelleuniversite.gouv.fr/>
- Paul Sabatier University: <http://www.ups-tlse.fr/>
- Quality Network for a European Learning Resource Exchange (eQNet):  
<http://www.eqnet.eun.org/>
- Tohoku University: <http://www.tohoku.ac.jp/>
- Union nationale des etudiants de france (UNEF): <http://www.unef.fr/>
- Université Paul-Valery Montpellier 3: <http://www.univ-montp3.fr/>
- University of Strasbourg: <http://www.unistra.fr/>
- University of Tokyo: <http://www.u-tokyo.ac.jp/>




© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2012

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<http://www.niad.ac.jp>



諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

フランス

独立行政法人 大学評価・学位授与機構  
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1  
<http://www.niad.ac.jp>